

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
1	目次2	1	9			第6節 道路・空港・港湾・漁港施設災害予防計画41 第7節 公園緑地災害予防計画43 第8節 下水道施設災害予防計画44 第9節 防災情報伝達手段整備計画48 第10節 火災予防計画50 第11節 危険物施設等災害予防計画.....52	第6節 道路・空港・港湾・漁港施設災害予防計画41 第7節 公園緑地災害予防計画43 第8節 下水道施設災害予防計画44 第9節 農地・農業用施設等の災害予防計画48 第10節 防災情報伝達手段整備計画48 第11節 火災予防計画50	脱漏と農林水産省で新規事業創設に伴う採択要件のため第9節として「農地・農業施設・・・」を追加	農村整備・水産課	○	修正理由のとおり 節の追加場所は全体の校正により変動の場合あり
2	目次3	1	30			第28節 下水道施設等災害応急対策計画 196 第29節 下水道施設等災害応急対策計画 206 第30節 農林水産業等対策計画 210 第31節 危険物施設等応急対策計画 215 第32節 商工業対策計画 217	第28節 下水道施設等災害応急対策計画 196 第29節 下水道施設等災害応急対策計画 206 第30節 農地・農業用施設等応急対策計画 210 第31節 危険物施設等応急対策計画 215 第32節 農林水産業等対策計画 216 第33節 商工業対策計画 217	脱漏と農林水産省で新規事業創設に伴う採択要件のため第30節として「農地・農業施設・・・」を追加	農村整備・水産課	○	修正理由のとおり 節の追加場所は全体の校正により変動の場合あり
3	目次3	1	30			第28節 下水道施設等災害応急対策計画 196 第29節 下水道施設等災害応急対策計画 206 第30節 農林水産業等対策計画 210 第31節 危険物施設等応急対策計画 215 第32節 商工業対策計画 217	第28節 下水道施設等災害応急対策計画 196 第29節 下水道施設等災害応急対策計画 206 第30節 農地・農業用施設等応急対策計画 210 第31節 危険物施設等応急対策計画 215 第32節 農林水産業等対策計画 216 第33節 商工業対策計画 217	従前の30節「農林水産業等・・・」を32節に変更インフラに関する記載と産業に関する記載を分ける	農村整備・水産課	○	修正理由のとおり 節の追加場所は全体の校正により変動の場合あり
4	1	-	3	6	下10	(1) 新潟市 (中略) ケ 災害予警報等の情報伝達と広報	(1) 新潟市 (中略) ケ 災害予警報等の広報	用語定義が曖昧なため市民への情報伝達は「広報」に統一→	広報課	×	上位計画である「防災基本計画」「新潟県地域防災計画」において、「情報伝達」「情報提供」「周知」「広報」の表記が使用されているため、本計画ではこれらに倣い、該当箇所の前後の文脈などから表記を判断し、引き続き使用することとする。
5	1	3	6~10				本編6~10頁第3節「防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」については、以下該当頁の修正意見に加えて、全体的に表記内容の確認を行います。	より適切に修正	危機管理防災局防災課	○	修正理由のとおり 【別添1】
6	1	3	6	43		チ 公共土木施設及び農業用施設等に対する応急措置	チ 公共土木施設、 <u>農地</u> ・農業用施設等に対する応急措置	前述に伴い「、農地・」に訂正	農村整備・水産課	○	修正理由のとおり
7	1	3	6			社団法人新潟市医師会	<u>一般</u> 社団法人新潟市医師会	正式名称とするため	危機管理防災局防災課	○	修正理由のとおり
8	1	3	7	16		ス 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置	ス 公共土木施設、 <u>農地</u> ・農業用施設等に対する応急措置	県の地域防災計画の名称と整合	農村整備・水産課	○	修正理由のとおり

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
9	1		3	7		(4) 指定地方行政機関 イ 北陸農政局 <u>新潟地域センター</u>	(4) 指定地方行政機関 イ 北陸農政局 <u>新潟県拠点</u>	時点修正もれ	危機管理防災局防災課	○	修正理由のとおり
10	1		3	8	26	キ 東京管区気象台（新潟地方気象台） (ア) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (イ) 気象、地象、（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報 <u>及び</u> 警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 (ウ) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (エ) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (オ) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発	キ 東京管区気象台（新潟地方気象台） (ア) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (イ) 気象、地象、（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報 <u>並びに</u> 警報等の防災 <u>気象</u> 情報の発表、伝達及び解説 (ウ) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (エ) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (オ) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発	より適切に修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
11	1		3	10	16	ス 株式会社新潟日報社 災害時における必要な情報の <u>放送</u>	ス 株式会社新潟日報社 災害時における必要な情報の <u>報道（または発信）</u>	新聞社は放送機関ではないため、「放送」という表現が適切ではないと感じる。 （H29.3月修正で放送機関の役割として「広報活動」という表現は不適切の旨、指摘あり→放送機関を「放送」に統一した経緯あり）	危機管理防災局防災課	○	修正理由のとおり <修正文案> 災害時における必要な情報の <u>報道</u> ※H29.3修正にて放送機関の文言を統一した際に、誤って修正したものと思われる
12	1		3	10	21	<u>ソ 新潟県民エフエム放送株式会社</u> <u>(ア) 気象予警報等の放送</u> <u>(イ) 災害時における必要な情報の放送</u>	<u>削除</u>	閉局による削除	危機管理防災局防災課 他	○	修正理由のとおり
13	1		3	10		(8) その他 ア 社団法人新潟市医師会 イ 社団法人新潟市歯科医師会 ウ 社団法人新潟県銀行協会	(8) その他 ア <u>一般</u> 社団法人新潟市医師会 イ <u>一般</u> 社団法人新潟市歯科医師会 ウ <u>一般</u> 社団法人新潟県銀行協会	正式名称とするため	危機管理防災局防災課	○	修正理由のとおり

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
14	1		3	10	40	(8) その他の公共的団体 ウ 社団法人新潟県銀行協会	(8) その他の公共的団体 ウ 社団法人新潟市薬剤師会 エ 社団法人新潟県銀行協会	一般社団法人新潟市薬剤師会は、本編の第2部第1章第12節（救急救助・医療救護予防計画）及び第3部第1章第7節（救急救助・医療救護応急計画）で実施担当の防災関係機関として明記されており、又一般社団法人新潟市薬剤師会会長は新潟市防災会議委員（第8号委員）として委嘱されています。しかしながら、本編第1部第3節（防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱）には一般社団法人新潟市薬剤師会が記載されていませんので明記をお願いします。	一般社団法人新潟市薬剤師会	○	修正理由のとおり
15	1		4	11	1	地理的概要（の5行目） <u>近年、市街化の波が押し寄せている。</u>	(時点修正が必要)	現在の状況に合っていないため	危機管理防災局	○	修正理由のとおり 【別添2】
16	1		4	11	2	自然条件 (3) 気象	(大雪の情報も加えるべき)	昨年度、大雪があったので、近年の大雪の状況を加えるべき。	危機管理防災局	○	修正理由のとおり 【別添2】
17	1		4	12	3	社会条件	(別紙のとおり修正)	時点修正	危機管理防災局防災課	○	修正理由のとおり 【別添2】
18	1		4	13	5	国道8号 <u>線</u> 沿線等で・・・	国道8号沿線等で・・・	国道名は正式には「線」をつけないため。	危機管理防災局	×	該当箇所削除のため修正不要
19	1		5	15	2	風水害等 (1) ア (ア) ……265mmを記録した。	2 風水害等 (1) ア (ア) ……265mmを記録した。 <u>開</u> <u>始（明治19年）以来第1位の記録）</u>	事実の追記	危機管理防災局	○	修正理由のとおり
20	1		5	15	2	風水害等 (2) ア (ア) ……1時間 <u>雨量</u> 88.5mm、期間総 <u>雨量</u> 426.5mmを記録した。	2 風水害等 (2) ア (ア) ……1時間 <u>降水量</u> 88.5mm、期間総 <u>降水量</u> 426.5mmを記録した。	降水量が適切ではないか。	危機管理防災局	○	修正理由のとおり <修正文案> (中略) 1時間降水量88.5mm、期間総降水量426.5mmを記録した (新潟市気象情報サイトの観測値による)。

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
21	1		5	16			3 雪害 (3) 令和2年度の大雪（新規）	新規追加が必要なため	危機管理防災局防災課他	○	修正理由のとおり 【別添3】
22	1		6	24	8	また、津波浸水想定区域内の居住者人口を推計した結果は、 <u>106,459世帯、226,922人</u> である。	最新の数字を算出できるのであれば、修正した方がよい。	最新の数字に更新	危機管理防災局防災課	△	津波及び洪水の浸水想定区域の居住人口は、専門的な算出作業が必要となることから、今後の数値見直しのタイミングで反映する。 なお、現在の数値に以下のとおり追加する。 <修正文案> 106,459世帯、226,922人（平成30年2月末時点）
23	2	1	1	27	30	(4)…また男女共同参画の視点からの防災対策について、 <u>参画型・体験型の学習機会を提供するなどして、</u> …	(要確認)	文章整理が必要	危機管理防災局	○	(4) 見出し・全体の文章整理を行う <修正文案> (4)防災に関する講習会及び説明会等の開催 講習会等を通じて、防災対策に関する知識を普及するとともに、性別や年齢に捉われない視点の必要性を周知し、住民が防災対策を自らのこととして考える機会を設ける。
24	2	1	1	27	上11	全世帯を対象に配布する市広報紙・パンフレット等を通じて、	全世帯を対象に配布するパンフレット等を通じて、	市広報紙である市報にいがたは全世帯配布ではないため	広報課	△	市広報紙での啓発は重要な位置づけであるため、以下のとおり修正する <修正文案> 全世帯を対象に配布する市広報紙・パンフレット等を通じて、
25	2	1	1	27	12	ア 食料・飲料水等の備蓄	ア 食料・飲料水・ <u>携帯トイレ</u> 等の備蓄	市備蓄(避難所備蓄)は圧倒的に不足。仮設トイレの配置には時間を要することが見込まれ、また供給数も不足しているため自助を啓発する	廃棄物対策課	○	修正理由のとおり
26	2	1	1	28	6	高齢者、障がい者、外国人、乳幼児など要配慮者の安全確保を図るため、要配慮者向けのパンフレットやリーフレット等の発行により…	高齢者、障がい者、外国人、乳幼児など要配慮者の安全確保を図るため、要配慮者向けのパンフレットやリーフレット等の発行、 <u>関連するサイトの紹介など</u> により…	近年では、紙媒体の印刷物を発行するよりもSNS媒体を周知する方が有効になってきているため。	国際課	○	修正理由のとおり

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
27	2	1	3	32		3 多様な世代の参画及び男女共同参画の推進 (中略)、性別や年齢等により役割が固定化される ことのないように指導する。	3 多様な世代の参画及び男女共同参画の推進 (中略)、性別や年齢等により役割が固定化される ことのないようにクォータ制の導入を留意し、指導す る。	周知を図り、より意識を 高め、かつ実効性のある ものにしたい	にいがた女 性会議	×	市の事業全般において、「クオー タ制」の導入についてはまだ検討 段階に入っていないことから、今 回の修正は見送りとする。
28	2	1	4	34	11	本市の都心地区である白山・古町地区や～	1 土地利用の現状と課題 本市の都心部である古町地区や～	時点修正	都市計画課	○	修正理由のとおり
29	2	1	4	34	13	都市としての機能や～	都市機能や～	時点修正	都市計画課	○	修正理由のとおり
30	2	1	4	34	19	～土地の遊休化なども見られ土地利用の～	～土地の遊休化なども見られ、 <u>土地利用の</u> ～	時点修正	都市計画課	○	修正理由のとおり
31	2	1	4	35	7	建築物の用途地域や建ぺい率、容積率の制限により、 建築物を規制・誘導し、～	用途地域や面積、容積率などの制限により、 <u>建築物の 立地や規模</u> を規制・誘導し、～	時点修正	都市計画課	○	修正理由のとおり
32	2	1	4	35	9	～に努めている。建ぺい率の～	～に努めている。 <u>また</u> 、建ぺい率の～	時点修正	都市計画課	○	修正理由のとおり
33	2	1	4	36	11	(4) その他 都市計画は、都市の防災化を図るうえで、 <u>まちづく り基盤</u> の～	(4) その他 都市計画は、都市の防災化を図るうえで、 <u>都市基盤</u> の～	時点修正	都市計画課	○	修正理由のとおり
34	2	1	4	36	32	(1) 市民と地域の役割 ～住民が主体となって <u>合意を形成</u> し、相互に～	(1) 市民と地域の役割 ～住民が主体となって <u>合意形成</u> し、相互に～	時点修正	都市計画課	○	修正理由のとおり
35	2	1	4	36	38	(2) 事業所の役割 宅地開発等を行う <u>場合</u> 、良質な <u>宅地水準</u> 住環境を～	(2) 事業所の役割 宅地開発等を行う <u>際には</u> 、良質な <u>住環境</u> を～	時点修正	都市計画課	○	修正理由のとおり

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
36	2	1	6	42	最下部	(新設)	ウ 安定した漁港機能の維持のため、長寿命化計画を策定し機能保全工事を実施する。	記載漏れ	農村整備・水産課	○	修正理由のとおり
37	2	1	8	44	3	大規模な災害が発生した場合でも、水道施設の被害を最小限にとどめ、可能な限り給水が継続できる水道システムを構築するため、施設面及び体制面の災害予防対策を実施する。 また、被害地域の特定と減断水地域の限定・縮小化を迅速に行い、応急対策（給水、復旧）を円滑に実施するため、平常時において災害時連絡体制の確立・資機材の確保・応援体制の強化・防災広報活動等を実施する。	大規模な災害が発生した場合でも、水道施設の被害を最小限にとどめ、可能な限り給水が継続できる水道システムを構築する。 また、災害時応急対策業務（応急給水、応急復旧）を円滑に実施するため、平時より必要な体制の確保・強化に努める。	簡潔な内容に修正	水道局 経営企画部 経営管理課	○	修正理由のとおり
38	2	1	8	44	9	1 計画の体系	削除	簡潔な内容に修正	水道局 経営企画部 経営管理課	○	修正理由のとおり
39	2	1	8	44	11	2 施設面の災害予防 水道施設ごとに災害予防上の優先度を検討し、目標年度を定め、施設の新設・改良計画にあわせ計画的に水道施設の災害予防対策を推進する。	1 施設面の災害予防	簡潔な内容に修正	水道局 経営企画部 経営管理課	○	修正理由のとおり
40	2	1	8	44	14	(1) 水道施設の耐震性向上対策 施設を新設する際には、耐震性の高い構造を採用する。既設の施設については耐震性診断により水道システムの信頼性を判定し、施設の耐震性向上を進める。 ア 建築物・土木構造物の耐震診断と対策 事業所庁舎・浄水場管理館等の建築物と沈澱池・ろ過池等の主要土木構造物について耐震診断を行い、必要な場合は補強、改修対策を実施する。 イ 水管橋を含む重要管路の耐震診断と対策 水管橋等重要管路の耐震診断を行い、必要な場合には補強、改修対策を実施する。 ウ 耐震管の原則使用 (7) 新設の導・送・配水管には、原則として耐震管を使用する。また、既存管路の改良・更新の際も同様とする。 (4) 主要施設（病院、遊離所等）への給水ルートに対しては、優先的に管路の耐震化を進める。 エ 管路施設の計画的更新 漏水事故の未然防止を図り、安定給水を確保するため、アセットマネジメント手法を取り入れ、更新周期を設定し、老朽化した管路施設（基幹管路・配水支管）を中心に計画的に更新する。特に腐食性土壌地域に埋設されている老朽管（铸铁管やねじ込み鋼管等）は外面腐食により災害時に破損するおそれが高いため、土質調査や破損事故の実績などにより地域的な優先順位を設定して更新を進める。 オ 給水装置（連合給水管を含む）の耐震性向上 新設の給水装置には、耐震性の高い材料の導入を進める。また、既存の装置の改良・更新の際も同様とする。	(1) 水道施設の耐震性向上対策 水道施設の新設時は、耐震性の高い構造を採用する。既存の施設については耐震性診断の判定に基づき、耐震化対策を実施する。 ア 建築物・土木構造物の耐震診断と対策 事業所庁舎・浄水場管理館等の建築物および沈澱池・ろ過池等の主要土木構造物について耐震診断を行い、必要な場合には補強、改修対策を実施する。 イ 水管橋を含む重要管路の耐震診断と対策 耐震診断を実施し、必要な場合には補強、改修対策を実施する。 ウ 耐震管の使用 (7) 導・送・配水管の布設および改良・更新時は、原則として耐震管を使用する。 (4) 重要施設に位置付けた市内の行政機関、救急医療機関への供給ルートである配水支管は、優先的に耐震管に入れ替える。 エ 管路施設の計画的更新 老朽化した管路施設（基幹管路・配水支管）を中心に計画的に更新する。特に腐食性土壌地域に埋設されている老朽管（铸铁管やねじ込み鋼管等）は外面腐食により災害時に破損するおそれが高いため、土質調査や破損事故の実績などにより地域的な優先順位を設定して更新を進める。 オ 給水装置（連合給水管を含む）の耐震性向上 新設の給水装置には、耐震性の高い材料の導入を進める。また、既存の装置の改良・更新の際も同様とする。	簡潔な内容に修正	水道局 経営企画部 経営管理課	○	修正理由のとおり

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
41	2	1	8	45	22	<p>(2) 被害地域の限定化対策 <u>減断水が無被害地域に及ばないよう、減断水地域をできるだけ狭い範囲に限定化し、迅速に復旧によりかかれるよう水道システムを構築する。</u> ア 施設の分散と相互連絡の推進 効率的な施設運用を目指し浄配水場施設の統廃合を進めてゆく際は、取水、浄水、配水等の重要施設の複数・分散配置を考慮する。また、浄・配水場間の相互融通機能を強化する。 イ 大ブロック化の確立 給水区域を浄・配水場の系統ごとに独立した大ブロックに分割し、被害が他に及ばないような配水システムを構築する。 ウ ブロックシステムの推進（小ブロック化） <u>被害地域を限定し、配水継続区域と応急給水区域を区分すること、および被害の迅速な復旧を目的として、小ブロック化を中心としたブロックシステムを推進する。</u> (3) <u>バックアップ機能の強化</u> ア 大ブロック間及び大ブロック内で配水管幹線の相互融通、ループ化、管網化によりバックアップの強化を図る。また、導・送水管についても同様に安定性の強化を図る。 イ 取水・浄水・配水能力等について供給予備力を強化する。また、最大稼働施設能力（公称施設能力と異なる）について調査を行い、非常時の最大供給量を把握しておく。 ウ 重要施設については非常用自家発電設備を設置し、必要に応じて2回線受電とする。</p>	<p>(2) 被害地域の限定化対策とバックアップ機能強化 ア 施設の分散と相互連絡の推進 効率的な施設運用を目指し、浄・配水施設の統廃合を進めてゆく際は、取水、浄水、配水等の重要施設の複数・分散配置を考慮する。また、浄・配水場間の相互融通機能を強化する。 イ <u>給水区域の大ブロック化</u> 給水区域を浄・配水場の系統ごとに独立した大ブロックに分割し、被害が他に及ばないような配水システムを構築する。 ウ <u>配水管網の小ブロック化</u> <u>事故・災害時の被害範囲の極小化や復旧の迅速化を図るため、小ブロック構築を推進する。</u> エ <u>管路施設のバックアップ機能強化</u> 大ブロック間及び大ブロック内で配水管の相互融通、ループ化、管網化によりバックアップ機能の強化を図る。また、導・送水管についても同様に安定性の強化を図る。 オ <u>水道施設の予備力強化</u> 水道施設の取水・浄水・配水能力等について供給予備力を強化する。また、最大稼働施設能力（公称施設能力と異なる）について調査を行い、非常時の最大供給量を把握しておく。 カ <u>自家発電設備の設置</u> 水道局所有施設については非常用自家発電設備を設置し、必要に応じて2回線受電とする。</p>	<p>簡潔な内容に修正</p>	<p>水道局 経営企画部 経営管理課</p>	<p>○</p>	<p>修正理由のとおり</p>
42	2	1	8	45	41	<p>(4) <u>配水池等の整備</u> 拠点給水所となる浄水場と配水場には緊急遮断弁等の整備を進め、応急給水量の確保に努めるものとする。さらに、給水の安定性向上も併せ、配水池の有効容量が計画一日最大給水量の12時間分となるよう整備を進め、常時から、配水池有効容量の50%を確保する運用に努める。 (5) その他機械整備や薬品管理における予防対策 ア 機械、電気及び計装設備の振動による滑動、転倒の防止策を講ずる。 イ 浄水処理用・水質試験用薬品類の振動による破損防止対策、混薬を防止するための分離保管を進める。 (6) 執務環境の震災対策 ア <u>被災時には重要書類（管路図・応急給水場所・優先給水所関係書類）などが散乱することが予想され、</u> 応急給水・応急復旧作業に支障をきたすことから、<u>事務室内のロッカー等の転倒防止策を推進する。</u> イ <u>被災時における、被害状況の集計報告、管路図の複写等において必要なOA機器（パソコン・コピー機・プリンター・FAX等）及びそれらの動力電源（小型発電機）の整備を進める。</u></p>	<p>(4) <u>浄・配水施設の整備</u> ア <u>緊急遮断弁の整備</u> <u>災害時応急給水量の確保のため、拠点給水所となる浄・配水施設に対して、緊急遮断弁等の整備を進める。</u> イ <u>計画一日最大給水量の整備</u> 給水の安定性向上のため、配水池の有効容量が計画一日最大給水量の12時間分となるよう整備する。また、平時より配水池有効容量の50%を確保する運用に努める。 (5) その他機械整備や薬品管理における安全対策 ア <u>転倒防止</u> 機械、電気及び計装設備の振動による滑動・転倒防止策を講ずる。 イ <u>分離保管</u> 浄水処理用・水質試験用薬品類の振動による破損・混薬の防止対策として、分離保管を進める。 (6) 執務環境の安全対策 ア <u>書類等の転倒防止</u> 重要書類（管路図・応急給水場所・優先給水所関係書類）等の散乱は、<u>応急給水・応急復旧活動に支障をきたすため、</u> 執務室内ロッカー等の転倒防止策を推進する。 イ <u>OA機器・動力電源の整備</u> 被害状況の集計報告、管路図の複写等において必要なOA機器（パソコン・コピー機・プリンター・FAX等）及びそれらの動力電源（小型発電機）の整備を進める。</p>	<p>簡潔な内容に修正</p>	<p>水道局 経営企画部 経営管理課</p>	<p>○</p>	<p>修正理由のとおり</p>

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
43	2	1	8	46	10	<p><u>3 体制面の災害予防</u> <u>施設の耐震性診断、被害想定を進めるとともに、参集施設の整備、災害時の応急対策マニュアルの策定及び職員に対する教育・訓練に努める。</u> (1) 地震による水道施設及び給水装置の被害想定 ア 震災後の迅速な対応及び震災予防計画の見直しのため、液状化発生地域、地盤の不均一性及び液状化災害を踏まえた水道施設と給水装置の被害想定を行う。 イ 震災直後の被害状況を把握するため、浄水場及び配水場に設置した緊急遮断弁等の地震計（加速度の情報等）を活用する。 (2) <u>拠点施設の整備</u> ・各拠点施設に新潟市防災行政無線及び各種関係図面（管路図・住宅地図等）の応急対応に必要な資材を整備する。また、拠点給水所には必要な応急給水設備（仮設給水栓等）給水車注水設備を整備する。 ・なお、応急給水活動に必要な資機材等については、信濃川浄水場及び竹尾配水場にある「緊急給水センター」にて一元管理することを基本とする。 (3) <u>応急対策マニュアルの策定</u> ・災害発生直後の混乱を防止し、迅速な応急対応が可能となるよう、<u>初動体制、応急給水、応急復旧等のマニュアルを策定する。</u> (4) <u>職員に対する教育・訓練</u> ・<u>地震発生時における的確な防災対応を確保するため、定期的な研修会や防災訓練を実施する。訓練内容は以下のとおりとする。</u> ・総合防災訓練：政令市、県、市が防災関係機関と協力し行う訓練、日本水道協会（中部地方支部、新潟県支部）での訓練 ・情報の収集伝達訓練：拠点施設間を中心とした無線及びFAXによる情報伝達訓練 ・職員の参集訓練：交通手段の使用を制限し、勤務時間外の条件を加味した訓練 ・初動業務訓練：拠点施設における初動業務マニュアルの実施訓練 ・応急資機材設置訓練：加圧式給水車、エンジンポンプの運転操作及び、キャンパス水槽・仮設給水栓設置の基本的作業を習得する訓練 (5) 水道用資機材の規格の統一 ・市独自の材料型式は、災害時の材料調達の際に迅速性を欠くことから、日本水道協会規格品への統一に努める。</p>	<p><u>2 体制面の災害予防</u> (1) 地震による水道施設及び給水装置の被害想定 ア <u>被害想定の実施</u> 震災後の迅速な対応及び震災予防計画の見直しのため、液状化発生地域、地盤の不均一性及び液状化災害を踏まえた被害想定を行う。 イ <u>地震計の活用</u> 震災直後の被害状況を把握するため、浄・配水施設に設置した緊急遮断弁等の地震計（加速度の情報等）を活用する。 (2) <u>職員に対する教育・訓練</u> 定期的な研修や防災訓練を実施する<u>ことで、災害対応力向上を図る。</u> (3) 水道用資機材の規格の統一 ・市独自の材料型式は、災害時の材料調達の際に迅速性を欠くことから、日本水道協会規格品への統一に努める。</p>	簡潔な内容に修正	水道局 経営企画部 経営管理課	○	修正理由のとおり
44	2	1	8	46	40	<p><u>4 災害時連絡体制の確立</u> <u>新潟市防災行政無線を拠点施設及び給水車、緊急自動車等に配備し、無線による局内施設相互の情報連絡システムを確立すると同時に、I P電話、衛星電話等の連絡手法を積極的に活用していく。</u> <u>また、無線による連絡システムの構築を図ることに合わせ、緊急時連絡マニュアルの整備を進める。</u></p>	<p><u>3 災害時連絡手段の確立</u> 「新潟市防災行政無線」のほか、「IP電話」「衛星電話」を活用し、関係機関との災害時連絡体制の確立を図る。</p>	簡潔な内容に修正	水道局 経営企画部 経営管理課	○	修正理由のとおり
45	2	1	8	46	47	<p><u>5 災害対策用資機材等の整備</u> <u>応急給水用資機材の整備、応急復旧用資機材の適切な確保に努める。</u> (1) 応急給水用資機材の整備 給水車、給水タンク、給水用加圧ポンプ、仮設水槽、仮設給水栓及び応急給水用ポリ袋の<u>応急給水用資機材の計画的整備に努める。</u> (2) 応急復旧用資機材の確保 修繕用の資機材を応急対策用として活用する。さらに、災害時の材料調達が迅速にできるよう製造業者や代理店等と災害時応援協定等の締結を進めるほか、広域的な材料の確保に努める。</p>	<p><u>4 災害対策用資機材等の整備</u> (1) 応急給水用資機材の整備 給水車、給水タンク、給水用加圧ポンプ、仮設水槽、仮設給水栓および応急給水用ポリ袋の<u>計画的整備・確保に努める。また、拠点給水所には必要な応急給水設備（仮設給水栓等）、給水車注水設備を整備する。なお、応急給水活動に必要な資機材等については、信濃川浄水場及び竹尾配水場にある「緊急給水センター」にて一元管理することを基本とする。</u> (2) 応急復旧用資機材の確保 修繕用の資機材を応急対策用として活用する。さらに、災害時の材料調達が迅速にできるよう製造業者や代理店等と災害時応援協定等の締結を進めるほか、広域的な材料の確保に努める。</p>	簡潔な内容に修正	水道局 経営企画部 経営管理課	○	修正理由のとおり

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
46	2	1	8	47	9	<p><u>6 広域応援体制の強化</u> <u>広域応援については、関係機関と相互に連絡調整を図りながら、応援派遣及び受入れに迅速に対応できるマニュアル等を整備する。また、水道局OB職員をボランティアとして活用する制度を整備する。</u> (1) <u>広域相互応援体制の整備</u> <u>災害時の応援要請または応援派遣を想定して、迅速かつ円滑な応急対策活動を実施できるよう、平常時より広域相互応援体制及びマニュアル等について整備する。</u> ア <u>広域応援体制の整備</u> 各種の応援要請ルール（災害対策基本法、地方自治法、日本水道協会、水道事業者等）のもとで現実的な対応ができるよう、関係機関と協議の上、広域応援体制の整備を進める。 イ <u>相互応援体制及び派遣体制の整備</u> <u>あらかじめ他の水道事業者との相互応援協定の締結を進める。また、協定に即した応援活動マニュアルを作成し、応援要請したときに他の水道事業者が地理不明で活動が制限されないよう、災害用地図の作成、あるいは応援隊用宿泊場所の斡旋等受入れ体制の整備を図る。</u> <u>協定先から、あるいは協定外の水道事業者から応援協力要請を受けた場合、直ちに受諾し、派遣できる体制を整備する。</u> ウ <u>関係業界への応援要請体制</u> 公的機関以外に応援協力を要請するため、あらかじめ市管工事業協同組合をはじめとする関係業界をリストアップしておく、復旧応援活動に関する協定等の締結を進める。 (2) <u>OB登録制度の推進</u> 局元職員は水道業務のエキスパートであり、市内の状況にも精通していることから、<u>震災時におけるボランティアとしての応援を目的とし、協力を賛同する水道局OBの登録制度の確立に努める。</u></p>	<p><u>5 広域応援体制の強化</u> (1) <u>広域相互応援体制の整備</u> ア <u>広域応援体制の整備</u> 各種応援要請ルール（災害対策基本法、地方自治法、日本水道協会、水道事業者等）のもとで現実的な対応ができるよう、関係機関と協議の上、体制整備を進める。 イ <u>相互応援体制及び派遣体制の整備</u> <u>迅速かつ円滑な応急対策活動を実施できるよう、平常時より広域相互応援体制を確認するとともに、定期的な訓練を実施する。</u>また、<u>応援隊用地図</u>の作成や<u>宿泊場所の斡旋等、応援体制の整備</u>を図る。 ウ <u>関係業界への応援要請体制</u> 公的機関以外に応援協力を要請するため、あらかじめ市管工事業協同組合をはじめとする関係業界をリストアップしておく、復旧応援活動に関する協定等の締結を進める。 (2) <u>ボランティア制度の活用</u> 局元職員は水道業務のエキスパートであり、市内の状況にも精通していることから、<u>震災時におけるボランティアとしての応援を目的とした「災害時支援協力員制度」を活用し、応急活動の充実を図る。</u></p>	簡潔な内容に修正	水道局 経営企画部 経営管理課	○	修正理由のとおり
47	2	1	8	47	35	<p><u>7 防災広報活動</u> <u>災害時の活動を円滑に進めるため、市民、自治会・町内会等に対し平常時から防災体制、飲料水の確保等について広報し、防災意識の啓発に努める。</u> (1) <u>市民に対する広報・啓発活動</u> 市民に対し、防災体制、飲料水の確保（一人一日3リットル：2～3日分を目安）、衛生対策等の留意事項を広報誌等で広報し、防災意識の啓発に努める。 (2) <u>自治会・町内会等への防災活動の研修</u> 自治会・町内会や自主防災組織等に対し、<u>応急給水計画を周知し、共同訓練等により防災活動の研修を充実させ、災害時における支援体制の確立に努める。</u> (3) <u>医療施設等への周知</u> 医療施設、福祉施設等に対し、災害発生直後における飲料水の備蓄（受水槽での必要容量の確保）及び受水槽等の耐震性の向上について周知を図る。特に、地域の基幹病院、人工透析実施病院は多量の水道水が必要となるため、これらの周知を徹底する。</p>	<p><u>6 防災広報活動</u> (1) <u>市民に対する広報・啓発</u> 市民に対し、防災体制、飲料水の確保（1人1日3リットル×3日分を目安）、衛生対策等の留意事項を広報誌等で広報し、防災意識の啓発に努める。 (2) <u>自治会等への防災活動研修</u> 自治会・町内会や自主防災組織等が主催する<u>防災訓練に参加し</u>、防災活動研修を充実させ、災害時における支援体制の確立に努める。 (3) <u>医療施設等への周知</u> 医療施設、福祉施設等に対し、災害発生直後における飲料水の備蓄（受水槽での必要容量の確保）及び受水槽等の耐震性の向上について周知を図る。特に、地域の基幹病院、人工透析実施病院は多量の水道水が必要となるため、これらの周知を徹底する。</p>	簡潔な内容に修正	水道局 経営企画部 経営管理課	○	修正理由のとおり
48	2	1	9	48			<p><u>第9節 農地・農業用施設等の災害予防計画</u></p>	脱漏と農林水産省で新規事業創設に伴う採択要件のため第9節として「農地・農業施設・・・」を追加	農村整備・水産課	○	修正理由のとおり【別添4】 節の追加場所は全体の校正により変動の場合あり
49	2	1	9	49	4	災害発生時における電話の <u>ふくそう</u> を～	災害発生時における電話の <u>幅幅</u> を～	ひらがな表記から漢字表記へ変更	消防局 警防課 防災救助係	○	修正理由のとおり

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
50	2	1	12	58		一般医薬品等集積所 一般医薬品等 救援用一般医薬品等	一般用医薬品等集積所 一般用医薬品等 一般用医薬品等	表記誤り	地域医療推進課	○	修正理由のとおり
51	2	1	12	58		新潟市総合保健医療センター内に一般医薬品等集積所を設置する。	物資集配施設(資料編 表3-1-18-1 参照)内に一般用医薬品等集積所を設置する。	時点修正	地域医療推進課	○	修正理由のとおり
52	2	1	13	60	上 13	(2) 市の備蓄 (中略) ア 市の施設での備蓄 (前略) また、市が備蓄している品目等は、市広報誌やホームページ等を通じて市民に周知を図る。	(2) 市の備蓄 (中略) ア 市の施設での備蓄 (前略) また、市が備蓄している品目等は、市民へ広報する。なお、広報の手段等については、第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」に準じる。	市広報誌が何を指しているのか不明なため	広報課	△	広報誌は指摘のとおり削除する。以下のとおり文言修正を行う。 <修正文案> また、市が備蓄している品目等は、市ホームページ等で市民へ周知する。
53	2	1	15	64		(□枠内) 市社会福祉協議会	(□枠内) 新潟市社会福祉協議会	正式名称とするため。P258も同様に。	危機管理防災局	○	修正理由のとおり
54	2	1	15	65	上 20	(8) 避難行動要支援者への情報伝達 (前略) 多様な情報伝達手段の確保に努める。(中略) 地域内の確実な情報伝達のための方法を定めるよう努める。	(8) 避難行動要支援者への広報 (前略) 多様な広報手段の確保に努める。(中略) 地域内の確実な広報のための方法を定めるよう努める。	用語定義が曖昧なため<市民への情報伝達は「広報」に統一>	広報課	×	No.4のとおり
55	2	1	15	65	下 21	(9) 地域住民等に対する啓発 「市報にいがた」等の広報紙やテレビ・ラジオの広報番組を通じて、積極的に地域住民に対して避難行動要支援者の避難方法等について啓発を図る。	(9) 市民等に対する啓発 広報を通じて積極的に市民に対し避難行動要支援者の避難方法等について啓発を図る。なお、広報の内容や手段等については、第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」に準じる。	啓発内容により適切な広報手段を選択する必要があると考えられ、限定する必要がないため	広報課	×	平時から制度の周知、啓発を図る必要があり、災害時に限定するものではないため。
56	2	1	15	65	下 8	(3) 防災訓練の実施・防災知識の普及啓発 (中略) 防災訓練の実施やテレビ・ラジオによる広報番組、「市報にいがた」「点字版市報にいがた」「声の広報・新潟市便り」「点字版防災パンフレット」等あらゆる広報媒体により、防災知識の普及啓発を図る。	(3) 防災訓練の実施・防災知識の普及啓発 (中略) 防災訓練の実施や広報を通じて防災知識の普及啓発を行う。なお、広報の内容や手段等については、第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」に準じる。	例示された広報手段の一部が第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」に網羅されているため	広報課	×	「点字版市報にいがた」や「声の広報」など要配慮者に特化した具体名称が挙げられており、予防計画画上重要な記述であるため、引き続き記載する。「点字版防災パンフレット」という名称のパンフレットはないため、「」を外す。

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
57	2	1	15	66	6	(3) 福祉避難所の指定	【意見】 災害時の福祉避難所の開設について、新潟市から住民が直接福祉避難所に避難をするという方針(案)が出されているが、本会で指定されている施設はデイサービスセンターであり、平日は利用者があり、すぐには対応できないこと、休日夜間は職員もいない状況であり、すぐには対応ができないこと、などから、直接の避難者受入れは困難である。各施設の状況もあると思うが、しっかりと現状を見ての計画にしていきたい。		新潟市社会福祉協議会	×	福祉避難所への直接避難については更なる検討を要するため、今回は直接避難に係る内容修正を行わない。
58	2	1	15	66	18	在住外国人向けに英語、中国語等による…	在住外国人向けに外国語ややさしい日本語による…	「やさしい日本語」の必要性・有効性が高まっているため。また、英語と中国語だけを個別に記載するのは不適切であるため。	国際課	○	修正理由のとおり
59	2	1	15	66	18	防災知識啓発の資料を、…配布し、	防災知識啓発情報を発信し、…	紙媒体の資料配布に限定せず、SNS媒体の周知も含む表現にした方が妥当であると考えられるため。	国際課	○	修正理由のとおり 以下のとおり文章整理する。 ＜修正文案＞ 在住外国人を対象に英語、中国語等で防災情報を発信し、外国人観光客には避難誘導マニュアル(英・中・韓)を配布し、災害時の対応や避難方法、避難場所について周知を図る。また、宿泊施設事業者を対象とした避難誘導講習会等を開催する。
60	2	1	15	66	24	災害が発生した際に、外国語による情報提供や相談対応、…	災害が発生した際に、外国語ややさしい日本語による情報提供や相談対応、…、国際交流団体や市社会福祉協議会などと連携して、…	「やさしい日本語」の必要性・有効性が高まっているため。また、通訳ボランティアの派遣は社協にもお願いするため。	国際課	○	修正理由のとおり
61	2	1	16	69	11	(4) 補助避難所の確保 避難所における感染症対策のための避難者の分散化等に対応できるよう、…	(4) 補助的な避難所の確保 避難所における感染症対策のための避難者の分散化や自宅療養者の避難等に対応できるよう、…	自宅療養者専用避難所を補助避難所として位置付けるため	危機管理防災局防災課	○	修正理由のとおり

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
62	2	1	16	70	下6	(2) 避難場所及び避難方法の事前周知 (中略) 注意事項等を、 <u>次の方法等により住民に周知徹底を図る。</u> <u>ア 避難所案内標識などの設置</u> <u>イ 広報紙や防災パンフレット等の配布</u> <u>ウ ハザードマップの作成及び配布</u> <u>エ 市ホームページへの掲載</u> <u>オ 防災訓練等の実施</u>	(2) 避難場所及び避難方法の事前 <u>広報</u> (中略) 注意事項等について、 <u>避難所案内標識の設置</u> <u>や防災訓練等の実施を通じて周知を図るほか、第3部</u> <u>第1章第9節「災害広報・広聴計画」に準じる広報の内容</u> <u>や手段等により、市民への広報を行い周知徹底を図る。</u>	例示された広報手段の一部が第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」に網羅されているため	広報課	×	ハザードマップの作成及び配布は重要な位置づけであるため記載が必須であること、国土強靱化計画等への記載内容と整合性を図ることから、修正は行わない。
63	2	1	17	74	31~	<u>(新規)</u>	<u>【追加】</u> <u>(7) 感染症への対応</u> <u>市社会福祉協議会は、市と協議しながら、衛生に配慮</u> <u>した災害ボランティアセンターの運営ができるよう、</u> <u>全国社会福祉協議会から示されるガイドライン等を参</u> <u>考とし準備を進める。</u>	新型コロナウイルス禍における、災害ボランティアセンターの運営に対応するため。	新潟市社会福祉協議会	○	修正理由のとおり
64	2	1	18	75	下11	1 一斉帰宅の抑制 (中略) 以下の事項について <u>周知</u> ・啓発を行う。(後略) 2 一時滞在施設・場所の確保 (中略) 一時滞在施設・場所の確保やその <u>周知</u> に努める。 3 徒歩帰宅支援 (中略) 帰宅支援ステーションの確保やその <u>周知</u> に努める。 4 帰宅困難者等に対する <u>情報提供</u> (前略) 必要な情報提供を行うため、以下の事項について検討を行う。 (1) (前略) ターミナル駅周辺での情報提供方法(後略) 5 観光客への対応 (中略) 6 外国人への対応 外国人 <u>に対する情報提供</u> 、(後略)。	1 一斉帰宅の抑制 (中略) 以下の事項について <u>広報</u> ・啓発を行う。(後略) 2 一時滞在施設・場所の確保 (中略) 一時滞在施設・場所の確保やその <u>広報</u> に努める。 3 徒歩帰宅支援 (中略) 帰宅支援ステーションの確保やその <u>広報</u> に努める。 4 帰宅困難者等に対する <u>広報</u> (前略) 必要な <u>広報</u> を行うため、以下の事項について検討を行う。 (1) (前略) ターミナル駅周辺での <u>広報手段</u> (後略) 5 観光客への対応 (中略) 6 外国人への対応 外国人 <u>への広報</u> 、(後略)。	用語定義が曖昧なため<市民への情報伝達は「広報」に統一>	広報課	×	No.4を基本とし、項目1~3については修正しない。 項目4、6については、以下のとおり修正する。 <修正文案> 4 帰宅困難者等に対する情報伝達 (前略) 必要な情報伝達を行うため、以下の事項について検討を行う。 (1) (前略) ターミナル駅周辺での情報伝達手段(後略) 5 観光客への対応 (中略) 6 外国人への対応 外国人への情報伝達、(後略)。
65	2	1	18	75	24	(3) 多言語による情報提供	<u>(この行を削除)</u>	日本語が不自由な人を対象とする取り組みを、その後の「6 外国人への対応」に集約した方が分かりやすいため。	国際課	○	修正理由のとおり
66	2	1	18	75	29	外国人に対する情報提供、帰国支援のため必要な事項を検討する。	外国人に対する <u>外国語ややさしい日本語による</u> 情報提供、帰国支援のため必要な事項を検討する。	この挿入により、帰宅困難者等のうち日本語が不自由な人への情報提供をこの項目で明記できる。	国際課	○	修正理由のとおり

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
67	2	2	4	84	10	2 仮置場候補地の選定 ～地域防災計画で災害時の利用用途が指定されていない場所を中心に候補地として選定する。	～地域防災計画で災害時の利用用途が指定されている場所にあつては、対策本部と調整のうえ候補地を選定する。	「指定されていない場所」を中心に選定することは容易でないため	循環社会推進課	○	修正理由のとおり
68	2	2	5	85	16	(1) 携帯トイレの備蓄計画 … イ 備蓄場所 備蓄場所については、各地域における公共施設等に分散して備蓄する	避難所、備蓄拠点等、明確な記載が必要では	より適切に修正	危機管理防災局	○	修正理由のとおり <修正文案> 備蓄場所については、各避難所、備蓄拠点等へ分散して備蓄する。
69	2	2	5	85	21	2携帯トイレの備蓄及び仮設トイレ設置計画 (2)仮設トイレの確保及び設置基準 イ 仮設トイレの設置基準 仮設トイレは、避難所や公園等に設置し、避難者数70人に1基の割合を目途に設置する。	2携帯トイレの備蓄及び仮設トイレ設置計画 (2)仮設トイレの確保及び設置基準 イ 仮設トイレの設置基準 仮設トイレは、避難所や公園等に設置する。(以下削除)	「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン(平成28年4月)内閣府(防災担当)」による見直し。	廃棄物対策課	○	修正理由のとおり
70	2	2	5	85	24	なお、設置数は、被害状況や避難者数、水洗トイレ等の使用可否等の状況に応じて決定する。	なお、設置数は、被害状況や避難者数、水洗トイレ等の使用可否等の状況に応じて決定する。(以下追記) 個数については、災害発生当初は、避難者約50人当たり1基、その後、避難が長期化する場合には、約20人当たり1基、また、女性用対男性用の割合は3：1を目安とする。	「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン(平成28年4月)内閣府(防災担当)」及び「災害用トイレ普及・推進プロジェクト(NPO法人日本トイレ研究所)」による見直し。	廃棄物対策課	○	修正理由のとおり(男女比については、ガイドライン「理想的と言われている」との表現に留まり、更なる検討が必要のため表現変更) <修正文案> なお、設置数については、国が策定したガイドライン等を踏まえ、災害発生当初は避難者約50人につき1基、避難生活が長期化する場合は約20人につき1基を目安とし、被害状況や避難者数、水洗トイレの使用可否等の状況に応じて決定する。なお、設置にあたり女性用対男性用の設置割合を考慮する。
71	2	2	5	85	35	5 市民と地域、事業所の役割 ア 各家庭において、地震発生から3日間程度に必要な携帯トイレの備蓄に努める。	5 市民と地域、事業所の役割 ア 各家庭において、トイレの平均的な使用回数1人1日5回を目安として、地震発生から3日間程度に必要な携帯トイレの備蓄に努める。	「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン(平成28年4月)内閣府(防災担当)」を参照に必要な数を記載	廃棄物対策課	○	修正理由のとおり

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
72	2	3	1	89	12	1 新潟地方気象台の観測体制 (1) 地上気象観測 気象台、特別地域気象観測所で気圧、気温、湿度、風向、風速、降水量、日照時間などの地上気象観測を行っている。また、集中豪雨などの局地的な気象の把握を目的として、自動観測を行うアメダス（地域気象観測システム）により、降水量の観測を行っている。一部のアメダスでは降水量に加えて、気温、風向、風速、 <u>日照時間</u> 、積雪の深さの観測も行っている	1 新潟地方気象台の観測体制 (1) 地上気象観測 気象台、特別地域気象観測所で気圧、気温、 <u>相対湿度</u> 、風向、風速、降水量、日照時間などの地上気象観測を行っている。また、集中豪雨などの局地的な気象の把握を目的として、自動観測を行うアメダス（地域気象観測システム）により、降水量の観測を行っている。一部のアメダスでは降水量に加えて、気温、 <u>相対湿度</u> 、風向、風速、積雪の深さの観測も行っている	現在の内容に修正（日照時間を削除） アメダスの日照観測は、令和3年3月2日から気象衛星等のデータを基にした日照時間の面的データの推計値に変更となりました。 また、順次行うアメダス気象計の更新を機に、従来の観測項目に相対湿度を加えた観測を開始します。	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
73	2	3	1	89	下4	2 市の観測体制 (中略) (カ) <u>インターネットによる</u> 市民への <u>気象情報提供</u>	2 市の観測体制 (中略) (カ) <u>市ホームページによる</u> 市民への <u>気象情報の広報</u>	第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」にある表記と整合させるため	広報課	○	修正理由のとおり
74	2	3	2	92	3	3 ため池の予防対策 (1) ため池の管理者の責務 ため池の管理者は、平時からため池の点検を実施し、異常な兆候の早期発見及び危険個所の整備に努める。また、出水時及び異常時には応急措置を施すことができるよう体制を整備するとともに、災害の未然防止に努める。 (ため池位置図を資料編 図2-3-2-1 に示す。) (2) 防災重点ため池に係る対策 決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれがあるため池（防災重点ため池）については、ため池ハザードマップの作成等により適切な情報提供を図るとともに、計画的な施設整備に努める。	<u>3ため池の予防対策を削除</u>	削除内容は、第1章第9節として「農地・農業施設・・・」の中に整理	農村整備・水産課	○	修正理由のとおり
75	2	3	2	92	11	決壊した場合の…	<u>決壊した場合の…</u>	字下げ	農村整備・水産課	×	「3 ため池の予防対策」削除により修正不要
76	2	3	2	92	上12	3 ため池の予防対策 (中略) (2) 防災ため池に係る対策 (中略) ハザードマップの作成等により適切な <u>情報提供</u> を図るとともに、（後略） (中略) 5 <u>住民</u> の安全確保計画 (1) 洪水ハザードマップ等の配布による、避難場所及び避難方法の事前 <u>周知</u> (2) （前略）等の <u>住民</u> への <u>伝達方法</u> の整備	3 ため池の予防対策 (中略) (2) 防災ため池に係る対策 (中略) ハザードマップの作成等により適切な <u>広報</u> を図るとともに、（後略） (中略) 5 <u>市民</u> の安全確保計画 (1) 洪水ハザードマップ等の配布による、避難場所及び避難方法の事前 <u>広報</u> (2) （前略）等の <u>市民</u> への <u>広報手段</u> の整備	用語定義が曖昧なためく市民への情報伝達は「広報」に統一→	広報課	×	「3 ため池の予防対策」削除により修正不要

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
77	2	3	2	92	24	(2) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急) 等の住民への伝達方法の整備	(2) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 等の住民への伝達方法の整備	災害対策基本法の一部改正	危機管理防災局危機対策課	○	修正理由のとおり
78	2	3	2	93	26	(2) 避難確保計画の作成並びに訓練の実施 前記(1)に記載された要配慮者利用施設等の所有者等は、当該施設等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための計画を作成し、訓練を実施しなければならない。 また、これらの計画を作成又は変更したときは、市長に報告しなければならない。	(2) 避難確保計画の作成並びに訓練の実施 前記(1)に記載された要配慮者利用施設等の所有者等は、当該施設等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための計画を作成し、訓練を実施しなければならない。 また、これらの計画を作成又は変更したときは、市長に報告しなければならない。 <u>加えて、訓練実施後は、その結果を市長に報告しなければならない。</u>	水防法の一部改正	危機管理防災局危機対策課	○	修正理由のとおり
79	2	3	3	94	18	雪害予防計画 1(2) (新設)	<u>・大規模な車両滞留対策</u>	中央防災会議・防災基本計画の修正案を反映	新潟国道事務所	○	修正理由のとおり
80	2	3	3	94	下3	2 屋根雪等による事故防止の周知 核家族化や(中略)人身事故防止に関する市民への <u>周知</u> に努める。	2 屋根雪等による事故防止の <u>広報</u> 核家族化や(中略)人身事故防止に関する市民への <u>広報</u> に努める。	用語定義が曖昧なため<市民への情報伝達は「広報」に統一>	広報課	×	No.4のとおり
81	2	3	3	94	24	雪害予防計画 (新設)	<u>2 不要・不急の道路利用を控える周知</u> <u>集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努めるものとする。</u>	中央防災会議・防災基本計画の修正案を反映	新潟国道事務所	○	修正理由のとおり
82	2	3	4	96	上2	(2) (前略) ハザードマップ等により市民へ <u>周知</u> する。また、土砂災害の前兆現象、避難方法等についても周知する。 4 倒壊防止対策 (中略) 隣接市民に対し、次のような行為には十分注意するよう <u>周知</u> を図る。	(2) (前略) ハザードマップ等により市民へ <u>広報</u> する。また、土砂災害の前兆現象、避難方法等についても <u>広報</u> する。 4 倒壊防止対策 (中略) 隣接 <u>住民</u> に対し、次のような行為には十分注意するよう <u>広報</u> を行う。	用語整理(倒壊防止対策については、対象が広範な一般市民ではなく、限定的な住民であるため)	広報課	×	No.4のとおり

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
83	2	3	4	96	24	(3) 緊急時の態勢 異常降雨及び降雪時において、山崩れ、崖崩れ及び雪崩発生 の危険が増大した場合、地元消防団を動員し、危険区域の監視の強化を図ると共に、当該地区の住民に対する避難の勧告又は指示を行う。	(3) 緊急時の態勢 異常降雨及び降雪時において、山崩れ、崖崩れ及び雪崩発生 の危険が増大した場合、地元消防団を動員し、危険区域の監視の強化を図ると共に、当該地区の住民に対する避難情報の発令を行う。	災害対策基本法の一部改正	危機管理防災局危機対策課	○	修正理由のとおり
84	2	3	4	97	10	(2) 避難確保計画の作成並びに訓練の実施 前記(1)に記載された要配慮者利用施設等の所有者等は、当該施設等の利用者の土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための計画を作成し、訓練を実施しなければならない。 また、これらの計画を作成又は変更したときは、市長に報告しなければならない。	(2) 避難確保計画の作成並びに訓練の実施 前記(1)に記載された要配慮者利用施設等の所有者等は、当該施設等の利用者の土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための計画を作成し、訓練を実施しなければならない。 また、これらの計画を作成又は変更したときは、市長に報告しなければならない。 <u>加えて、訓練実施後は、その結果を市長に報告しなければならない。</u>	土砂災害防止法の一部改正	危機管理防災局危機対策課	○	修正理由のとおり
85	2	4	1	101	下11	4 津波避難ビル等及び避難方法の事前周知 津波避難ビル等及び避難方法の事前 <u>周知</u> にあたっては、(後略)	4 津波避難ビル等及び避難方法の事前広報 津波避難ビル等及び避難方法の事前 <u>広報</u> にあたっては、(後略)	用語整理(倒壊防止対策については、対象が広範な一般市民ではなく、限定的な住民であるため)	広報課	×	No.4のとおり
86	2	4	2	103	6	(2) 津波警報や避難指示- <u>(緊急)</u> 等の意味	(2) 津波警報や避難指示等の意味	文言修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
87	2	4	2	103	下4	2 啓発方法 津波ハザードマップ、パンフレット・リーフレット、市報・マスメディア等を活用し、地域住民や事業所等への知識の普及、啓発を図る。	2 啓発方法 津波ハザードマップ、パンフレット・リーフレット等の活用、 <u>ほか広報により、</u> 地域住民や事業所等への知識の普及・啓発を図る。 <u>なお、広報の内容や手段等については、第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」に準じる。</u>	例示された広報手段の一部が第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」に網羅されているため	広報課	×	No.4、No.107のとおり
88	2	4	3	104	10	ア 津波 <u>情報</u> 及び避難指示- <u>(緊急)</u> の受信手段の確認	ア 津波 <u>警報等</u> 及び避難指示の受信手段の確認	より適切に修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
89	2	4	3	104	19	ウ 津波 <u>情報</u> 等の防災関係機関からの情報収集手段の確認	ウ 津波 <u>警報等</u> の防災関係機関からの情報収集手段の確認	より適切に修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
90	3						災害時「受援計画」の掲載は不要か。	要検討	危機管理防災局	×	第3部第1章第3節「応援要請計画」と同第18節「支援物資供給計画」に受援計画の内容を含んでいるため従来通りとします。

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
91	3	1	2	110	表		イ 気象情報等 (ア)早期注意情報(警報級の可能性) 5日先までの警報級の現象の可能性が「高」、「中」の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(下越など)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(新潟県など)で発表される。大雨に関しては、「高」又は「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。	イ 気象情報等の項目に(ア)として新たに追加	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
92	3	1	2	110	20	(イ) 気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。	(イ) 気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する新潟県気象情報」、「記録的な大雨に関する北陸地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する新潟県気象情報」、「顕著な大雨に関する北陸地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する新潟県気象情報」という表題の気象情報が発表される。	より適切に修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
93	3	1	2	110	24	(イ) 土砂災害警戒情報 大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難勧告の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村(聖籠町を除く)を特定して警戒を呼びかける情報で、新潟県と新潟地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	(イ) 土砂災害警戒情報 大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村(聖籠町を除く)を特定して警戒が呼びかけられる情報で、新潟県と新潟地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	より適切に修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
94	3	1	2	110	31	<p>(ウ) 記録的短時間大雨情報 新潟県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、<u>府県気象情報の一種として発表される。</u>この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫と<u>いった</u>災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、<u>警報の「危険度分布」</u>で確認する必要がある。</p>	<p>(エ) 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中の二次細分区域において、<u>キキクルの「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）</u>が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、<u>気象庁から発表される。</u>この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を<u>キキクル</u>で確認する必要がある。</p>	より適切に修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
95	3	1	2	110	38	<p>(エ) 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、<u>雷注意報が発表されている状況下において</u>竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、<u>一次細分区域単位</u>（上越、中越、下越、佐渡）で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が<u>一次細分区域単位</u>（上越、中越、下越、佐渡）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p>	<p>(オ) 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、<u>天気予報の対象地域と同じ発表単位</u>（上越、中越、下越、佐渡）で<u>気象庁から</u>発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が<u>天気予報の対象地域と同じ発表単位</u>（上越、中越、下越、佐渡）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p>	より適切に修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
96	3	1	2	114		北陸地方整備局 <u>企画部防災課</u>	北陸地方整備局 <u>防災室</u>	組織改正に伴い情報収集先が変更となったため	危機管理防災局危機対策課	○	修正理由のとおり
97	3	1	2	114		(イ) 防災関係機関からの情報収集 表中、災害対策本部事務局のライフラインの被害と復旧状況の収集先	携帯電話事業者（NTTdocomo、au、softbank、楽天）を加える	市民の重要なライフラインとなっているため	危機管理防災局防災課	×	携帯電話事業者の復旧状況等は、県が取りまとめを行うため、市から直接事業者へ情報収集は行わない
98	3	1	2	115	9	森林組合	<u>新潟県森林組合連合会</u> 森林組合 <u>農業協同組合</u>	記載漏れ	農林政策課	○	修正理由のとおり
99	3	1	2	116		(3) 被害情報等の伝達系統（伝達系統図）の関係機関等	携帯電話事業者（NTTdocomo、au、softbank、楽天）を加える	市民の重要なライフラインとなっているため	危機管理防災局防災課	△	No. 97のとおり 表に以下の注釈を追加 <追加文案> (4) 携帯電話事業者からの情報収集は新潟県災害対策本部を通じて行う

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
100	3	1	3	119	23	4 応援側に求める対応について 災害発生直後は、食料や飲料水、衣類、宿泊先、燃料などを～	4 応援側に求める対応について 災害発生直後は、食料や飲料水、 <u>トイレ</u> 、衣類、宿泊先、燃料などを～	「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（平成28年4月）内閣府（防災担当）」による見直し。同ガイドライン中でも、災害時のトイレを確保する上での制約や体制づくりとして、住民・地域・市町村がそれぞれの立場でトイレの確保に努めるべきであるとあり、応援側においても同様と考えるため。なお、当箇所修正の場合は、「新潟市災害時受援計画（応援職員の受入れ体制編）危機管理防災局平成30年3月」の該当箇所も修正されたい。	廃棄物対策課	×	応援職員「専用」トイレの確保は困難でも、避難所や公共施設トイレの共用は十分考えられるため修正しない。
101	3	1	3	119	36	～確保を依頼し、総務班は執務室、駐車場の割り当てを調整する。	～確保を依頼し、総務班は執務室、駐車場の割り当てを調整する。 <u>その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</u>	国防災基本計画の反映	保健管理課	○	修正理由のとおり
102	3	1	5	126	39	ヘリポート適地一覧は資料編 <u>表3-1-5-6</u> に示す。	ヘリポート適地一覧は資料編 <u>表3-1-5-6（表3-1-4-3に同じ）</u> に示す。	表記の変更	消防局 警防課 防災救助係	×	同一資料に複数の表番号が振られている場合、1つの表番号の表記に統一しているため ※全体校正において、今後資料番号の振り方を見直す可能性あり
103	3	1	6	129	24	(3) <u>避難勧告や避難指示（緊急）等の発表が～</u>	(3) <u>避難指示等の発令が～</u>	避難勧告・避難指示の一本化による文言修正	消防局 警防課 防災救助係	○	修正理由のとおり
104	3	1	6	129	45	キ <u>避難勧告や避難指示（緊急）等の発令が～</u>	キ <u>避難指示等の発令が～</u>	避難勧告・避難指示の一本化による文言修正	消防局 警防課 防災救助係	○	修正理由のとおり
105	3	1	6	130	2	消防団の活動について <u>避難勧告や避難指示（緊急）等の発表が～</u>	消防団の活動について <u>避難指示等の発令が～</u>	避難勧告・避難指示の一本化による文言修正	消防局 警防課 防災救助係	○	修正理由のとおり

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
106	3	1	7	132		医薬品集積所	一般用医薬品等集積所	表記誤り	地域医療推進課	○	修正理由のとおり
107	3	1	9	136	上10	<p>1 広報活動 (中略) 災害の状況。災害応急対策の実施状況を市民に周知するよう災害広報を行う。 (中略) (2) 広報の内容 (中略) <u>おおむね次の区分により住民ニーズに応じた迅速かつ的確な広報を行う。</u> (3) 広報の方法 ア 報道機関との連携 (ア) テレビ・ラジオの活用 (中略) (イ) 中長期化した場合の広報 (中略) (ウ) 報道機関に対する情報提供 (中略) 報道機関を通じて市民に情報を伝える必要がある。(中略) イ 同報無線による広報 (中略) ウ 広報車による広報 (中略) エ 広報紙による広報 (中略) オ ホームページによる広報 カ <u>要配慮者への広報</u> キ メールや SNS等による広報 (中略) 新潟市危機管理防災局ツイッターなどを活用した広報を<u>実施する。</u> ク 緊急告知FMラジオによる広報 (中略) 広報を<u>実施する。</u></p>	<p>1 広報活動 (中略) 災害の状況。災害応急対策の実施状況を市民に周知するよう <u>防災広報</u>・災害広報を行う。 (中略) (2) 広報の内容 (中略) おおむね次の区分により <u>市民</u>ニーズに応じた迅速かつ的確な <u>内容</u>について広報を行う。 (3) 広報手段 <u>おおむね次の区分の中から、被災状況等に照らし実行可能な方法により広報を行う。なお、災害時に迅速かつ的確な行動がとりにくい高齢者、障がい者及び外国人等に対する広報については、次の区分に加えて、各種ボランティア団体等との連携を図り、文字情報の点字化、多言語化、手話通訳によるテレビ放送等を可能な限り行う。</u> ア 報道機関との連携 (ア) テレビ・ラジオの活用 (中略) (イ) 中長期化した場合の広報 (中略) (ウ) <u>報道機関への情報提供</u> (中略) 報道機関を通じて市民への広報が必要である。(中略) イ 緊急告知FMラジオによる広報 (中略) 広報を行う。 ウ ホームページによる広報 (中略) エ メールやSNS等による広報 (中略) 新潟市危機管理防災局ツイッター、<u>新潟市LINE公式アカウント</u>などを活用した広報を行う。 オ 同報無線による広報 (中略) カ 広報車による広報 (中略) キ 広報紙による広報 (中略) ク <u>各種刊行物等による広報</u> 各種パンフレットやマップ、チラシ等の配布により広報を行う。</p>	<p>第2部の災害予防計画を含め、全編の「広報」に係る記載から牽引できるようにするため(防災広報という用語自体は第2部第1章第8節で使われる)</p>	<p>広報課</p>	<p>△</p>	<p>概ね修正案のとおりとするが、第3章応急対策計画では災害発生後の計画を定めるものであるため、「防災広報」は追加しない。上記により、他節において該当節を引用する場合は、災害発生時の情報発信をする場合を基本とする。</p>

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述																		
108		1	9	137	46	(3) 広報の方法 エ(ウ)… <u>ファックス</u> 等の伝達手段も可能な限り伝達する。	(3) 広報の方法 エ(ウ)… <u>ファクシミリ</u> 等の伝達手段も可能な限り伝達する。	適切な表現へ修正	危機管理防災局	○	全編を通じて「FAX」へ統一																		
109		1	9	138	11	(3) 広報の方法 キ メールやSNS等による広報	<u>LINE</u> の追加	現状に即した形に修正	危機管理防災局	×	LINEはSNSに含まれるため																		
110	3	1	10	139	表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発令者</th> <th>発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備(大雨)</td> <td>市長</td> <td>避難勧告等に関するガイドライン(平成29年1月改定)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">警戒レベル3</td> <td>市長</td> <td>災害対策基本法第60条第1項</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>災害対策基本法第59条第6項 (当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合)</td> </tr> <tr> <td>市長</td> <td>災害対策基本法第60条第1項</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避難準備(土砂)</td> <td>新潟県知事又は新潟県公安委員会</td> <td>災害対策基本法第60条 (市長が避難のための土砂災害に関する情報の収集及び土砂災害の発生を察知し、又は市町村長から報告があったとき) 緊急防災・復旧法等</td> </tr> <tr> <td>新潟県知事</td> <td>災害対策基本法第60条 (当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	発令者	発令基準	避難準備(大雨)	市長	避難勧告等に関するガイドライン(平成29年1月改定)	警戒レベル3	市長	災害対策基本法第60条第1項	知事	災害対策基本法第59条第6項 (当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合)	市長	災害対策基本法第60条第1項	避難準備(土砂)	新潟県知事又は新潟県公安委員会	災害対策基本法第60条 (市長が避難のための土砂災害に関する情報の収集及び土砂災害の発生を察知し、又は市町村長から報告があったとき) 緊急防災・復旧法等	新潟県知事	災害対策基本法第60条 (当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合)	最新のガイドラインに沿って修正して下さい。	避難情報に関するガイドラインに沿って修正 避難情報に関するガイドラインにはその他の判断基準も示されていますので検討願います。 http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/pdf/hinan_guideline.pdf	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり <修正文案> 避難準備・高齢者等避難開始⇒ 高齢者等避難 避難勧告等に関するガイドライン⇒ 避難情報 等に関するガイドライン 平成29年1月改定⇒令和3年5月改定 避難勧告⇒ 避難指示 避難指示(緊急)⇒ 緊急安全確保 屋内での退避等の安全確保措置⇒ 緊急安全確保措置
区分	発令者	発令基準																											
避難準備(大雨)	市長	避難勧告等に関するガイドライン(平成29年1月改定)																											
警戒レベル3	市長	災害対策基本法第60条第1項																											
	知事	災害対策基本法第59条第6項 (当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合)																											
	市長	災害対策基本法第60条第1項																											
避難準備(土砂)	新潟県知事又は新潟県公安委員会	災害対策基本法第60条 (市長が避難のための土砂災害に関する情報の収集及び土砂災害の発生を察知し、又は市町村長から報告があったとき) 緊急防災・復旧法等																											
	新潟県知事	災害対策基本法第60条 (当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合)																											
111	3	1	10	140	警戒レベル3 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	警戒レベル3 <u>高齢者等避難</u>	災害対策基本法の一部改正	危機管理防災局危機対策課	○	修正理由のとおり																			
112	3	1	10	140	表	警戒レベル3 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> (2) <u>土壌雨量指数の実況が各メッシュの大雨警報(土砂)(警戒レベル3相当情報【土砂災害】)発表基準を超え、土砂災害の発生危険が高くなると見込まれるとき</u>	警戒レベル3 <u>高齢者等避難</u> (2) <u>大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報【土砂災害】)が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報【土砂災害】)の基準に到達し、新潟地方気象台の助言を踏まえ、必要と判断した場合</u>	避難情報に関するガイドラインに沿って修正 避難情報に関するガイドラインにはその他の判断基準も示されていますので検討願います。 http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/pdf/hinan_guideline.pdf	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり No.113の文言に統一する。																		

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
113	3	1	10	140		<p>(1) 河川の水位が避難判断水位に到達し、かつ、指定河川洪水予報や水防警報等において引き続き水位上昇が見込まれているとき</p> <p>(2) 土壌雨量指数の実況が各メッシュの大雨警報(土砂)(警戒レベル3相当情報【土砂災害】)発表基準を超え、土砂災害の発生危険が高くなると見込まれるとき</p> <p>(3) その他災害の状況により市長(土砂災害にあつては区長)が必要と認めるとき</p>	<p>(1) 河川の水位が避難判断水位に到達し、かつ、指定河川洪水予報や水防警報等において引き続き水位上昇が見込まれているとき</p> <p>(2) 土壌雨量指数の実況が各メッシュの大雨警報(土砂)発表基準を超え、さらに土砂災害の発生危険が高くなると見込まれるとき</p> <p>(3) その他災害の状況により市長(土砂災害にあつては区長)が必要と認めるとき</p>	新潟市避難情報判断伝達マニュアルの改正	危機管理防災局危機対策課	○	修正理由のとおり
114	3	1	10	140	表	<p>警戒レベル3 高齢者等避難(住民に求める行動)</p> <p>・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</p> <p>・その他の人は立退き避難の準備を整えたとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</p> <p>・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。</p>	<p>警戒レベル3 高齢者等避難(住民に求める行動)</p> <p>危険な場所から高齢者等は避難</p> <p>・高齢者等※は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。</p> <p>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者</p> <p>・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</p>	<p>避難情報に関するガイドラインに沿って修正</p> <p>避難情報に関するガイドラインにはその他の判断基準も示されていますので検討願います。</p> <p>http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/pdf/hinan_guideline.pdf</p>	新潟地方気象台 他	○	<p>修正理由のとおり</p> <p>※一部表記の修正 障害→障がい</p>
115	3	1	10	141		<p>警戒レベル4</p> <p>避難勧告</p> <p>避難指示(緊急)</p>	<p>警戒レベル4</p> <p>避難指示</p>	災害対策基本法の一部改正	危機管理防災局危機対策課	○	修正理由のとおり
116	3	1	10	141	表	<p>警戒レベル4 避難勧告 避難指示(緊急)</p> <p>(2) 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報【土砂災害】)が発表され、新潟県土砂災害警戒情報システムのメッシュ情報で「予測で土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報【土砂災害】)の基準に到達」するとき</p> <p>(3) 高潮警報または高潮特別警報が発表されたとき</p> <p>(4) 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し又はそのおそれがあり、住民の生命に危険が認められるとき</p> <p>(5) その他災害の状況により市長が必要と認めるとき</p>	<p>警戒レベル4 避難指示</p> <p>(2) 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報【土砂災害】)が発表された場合</p> <p>(3) 土砂災害の危険度分布で「非常に危険(うす紫)」(警戒レベル4相当情報【土砂災害】)の基準に到達し、新潟地方気象台の助言を踏まえ、必要と判断した場合</p> <p>(4) 高潮警報または高潮特別警報が発表されたとき</p> <p>(5) 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し又はそのおそれがあり、住民の生命に危険が認められるとき</p> <p>(6) その他災害の状況により市長が必要と認めるとき</p>	<p>避難情報に関するガイドラインに沿って修正</p> <p>避難情報に関するガイドラインにはその他の判断基準も示されていますので検討願います。</p> <p>http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/pdf/hinan_guideline.pdf</p>	新潟地方気象台	○	当市の発令基準ではないため No.117の文言に統一する。

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
117	3	1	10	141		<p>(1) 河川の水位が氾濫危険水位に到達し、かつ、指定河川洪水予報や水防警報等において引き続き水位上昇が見込まれているとき</p> <p>(2) 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報【土砂災害】)が発表され、新潟県土砂災害警戒情報システムのメッシュ情報で「予測で土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報【土砂災害】)の基準に到達」するとき</p> <p>(3) 高潮警報または高潮特別警報が発表されたとき</p> <p>(4) 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し又はそのおそれがあり、住民の生命に危険が認められるとき</p> <p>(5) その他災害の状況により市長が必要と認めるとき</p>	<p>(1) 河川の水位が氾濫危険水位に到達し、かつ、指定河川洪水予報や水防警報等において引き続き水位上昇が見込まれているとき</p> <p>(2) 土砂災害警戒情報が発表され、新潟県土砂災害警戒情報システムのメッシュ情報で「予測で土砂災害警戒情報の基準に到達」するとき</p> <p>(3) 高潮警報または高潮特別警報が発表されたとき</p> <p>(4) 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し又はそのおそれがあり、住民の生命に危険が認められるとき</p> <p>(5) その他災害の状況により市長が必要と認めるとき</p>	新潟市避難情報判断伝達マニュアルの改正	危機管理防災局危機対策課	○	修正理由のとおり
118	3	1	10	141		<p>危険な場所から全員避難</p> <p>○指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。 <p><市町村から避難指示></p> <p>○災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。 ・避難指示(緊急)は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。 	<p>災害のおそれ高い</p> <p>危険な場所から全員避難</p> <p>・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。</p>	災害対策基本法の一部改正	危機管理防災局危機対策課	○	修正理由のとおり
119	3	1	10	141		警戒レベル5 災害発生情報	警戒レベル5 緊急安全確保	災害対策基本法の一部改正	危機管理防災局危機対策課	○	修正理由のとおり
120	3	1	10	141	表	警戒レベル5 災害発生情報 (2) 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報【土砂災害】)が発表され、新潟県土砂災害警戒情報システムの各メッシュの実況で土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報【土砂災害】)の基準に到達するとき	警戒レベル5 緊急安全確保 (2) 大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報【土砂災害】)が発表された場合	避難情報に関するガイドラインに沿って修正 避難情報に関するガイドラインにはその他の判断基準も示されていますので検討願います。 http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjohou/r3_hinanjohou_guideline/pdf/hinan_guideline.pdf	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり No.121の文言に統一する。

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
121	3	1	10	141		<p>(1) 河川の水位が堤防天端高に到達するおそれが高いとき</p> <p>(2) 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報【土砂災害】)が発表され、新潟県土砂災害警戒情報システムの各メッシュの実況で土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報【土砂災害】)の基準に到達するとき</p> <p>(3) 潮位が事前に定める危険水位を超えたとき</p> <p>(4) その他災害の状況により市長が必要と認めるとき</p>	<p>(災害が発生直前または既に発生しているおそれ)</p> <p>(1) 河川の水位が堤防天端高に到達した場合</p> <p>(2) 大雨特別警報(土砂災害)が発表され、新潟県土砂災害警戒情報システムの各メッシュの実況で土砂災害警戒情報の基準に到達するとき</p> <p>(3) 潮位が事前に定める危険水位を超えたとき</p> <p>(災害発生を確認)</p> <p>(4) 決壊や越水・溢水が発生したとき</p> <p>(5) 土砂災害が発生したとき</p> <p>(6) 異常な越波・越流が発生したとき</p> <p>(7) その他災害の状況により市長が必要と認めるとき</p>	新潟市避難情報判断伝達マニュアルの改正に伴う変更	危機管理防災局危機対策課	○	修正理由のとおり
122	3	1	10	141	表	<p>警戒レベル5 災害発生情報(住民に求める行動)</p> <p>・すでに災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</p> <p>・市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。</p>	<p>警戒レベル5 緊急安全確保(住民に求める行動)</p> <p>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>	避難情報に関するガイドラインに沿って修正 避難情報に関するガイドラインにはその他の判断基準も示されていますので検討願います。 http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/pdf/hinan_guideline.pdf	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり 文言はNo. 123に統一する。
123	3	1	10	141		<p>災害発生</p> <p>・すでに災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</p> <p>・市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。</p>	<p>災害発生又は切迫(必ず発令される情報ではない)</p> <p>命の危険 直ちに安全確保!</p> <p>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>	災害対策基本法の一部改正	危機管理防災局危機対策課	○	修正理由のとおり
124	3	1	10	141	表	<p>上記を含まない避難情報 避難指示(緊急)</p> <p>大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき</p>	<p>上記を含まない避難情報 避難指示</p> <p>大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき</p>	避難情報に関するガイドラインに沿って修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
125	3	1	10	141		<p>上記を含まない避難情報</p> <p>避難指示(緊急)</p>	<p>上記を含まない避難情報</p> <p>避難指示</p>	災害対策基本法の一部改正	危機管理防災局危機対策課	○	修正理由のとおり

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
126	3	1	10	142	3	注 突発的な災害の場合、市町村長からの避難 勧告等 の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波について、居住者等は、津波のおそれがある地域にいるときや海沿いにいるときに、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長からの 避難指示（緊急） の発令を待たずに、 居住者等が自発的かつ速やかに立退き避難をすることが必要である。	注 突発的な災害の場合、市町村長からの避難 情報 の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波について、居住者等は、津波のおそれがある地域にいるときや海沿いにいるときに、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、 気象庁からの津波警報等の発表や市町村からの「避難指示」の発令を待つことなく、自主的かつ速やかに指定緊急避難場所等の安全な高い場所に移動する必要がある。	より適切に修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
127	3	1	10	142	10	補足 1 各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限らない。 2 警戒レベル相当情報とは、国や県が発表する指定河川洪水予報、大雨警報、土砂災害警戒情報等については、住民が自主的に避難行動をとるための参考とするため、「警戒レベル相当情報」として提供される。 3 災害発生情報とは、災害が発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令する。 4 避難指示（緊急）は、地域の実情に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令する。 5 警戒レベルは、水害、土砂災害等の災害危険による避難情報に付け加えて発表される。津波や地震等の災害種別によっては付け加えられないものもある。	補足 警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。 なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。	より適切に修正（警戒レベルを用いた防災情報について解説）	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
128	3	1	10	142	上20	ウ 避難勧告等の 周知 (ア) 伝達内容（中略） (イ) 伝達手段 a 災害対策本部による避難広報 災害対策本部は、ホームページ、 にいがた防災メール、緊急速報メール、ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス（SNS）、サイレン、警鐘、同報無線、緊急告知FMラジオ及び広報車等利用可能なあらゆる広報手段により、住民などに対して速やかに情報を伝達する。（後略）	ウ 避難勧告等の 広報 (ア) 広報内容（中略） (イ) 広報手段 a 災害対策本部による避難広報 災害対策本部は、 市民へ速やかに広報を行う。なお、広報の内容や方法等については、第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」に準じる。 (後略)	例示された広報手段は第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」に網羅されているため	広報課	×	No.4のとおり
129	3	1	10	142	29	ウ(イ) 伝達手段 a 災害対策本部による避難広報 災害対策本部は、ホームページ、にいがた防災メール、緊急速報メール、ソーシャルネットワークワーキングサービス(SNS)、サイレン、警鐘、同報無線、緊急告知FMラジオ及び広報車等…	LINE の追加	現状に即した形に修正	危機管理防災局	×	LINEはSNSに含まれるため

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
130	3	1	10	142	21	ウ 避難 <u>勧告等</u> の周知	ウ 避難 <u>情報</u> の周知	文言修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
131	3	1	10	142	21	エ 避難 <u>勧告等</u> の解除	エ 避難 <u>情報</u> の解除	文言修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
132	3	1	10	145	25	4 避難所の開設及び避難者の受け入れ (3)避難者の受け入れ ア受け入れスペース 避難者の受け入れは、避難所となる施設の体育館、集会室、会議室などをあてるものとし、施設の管理に必要な事務室等は原則として避難所として使用しない。特に、学校施設については、体育館、集会室などを優先的にあてるものとし、校長室、職員室、保健室、放送室、特別教室、図書室、コンピューター室、給食室等は原則として使用しないこととするが、	4 避難所の開設及び避難者の受け入れ (3)避難者の受け入れ ア受け入れスペース 避難者の受け入れは、避難所となる施設の体育館、集会室、会議室などをあてるものとし、施設の管理に必要な事務室等は原則として避難所として使用しない。特に、学校施設については、体育館、 <u>普通教室、会議室、避難者を受け入れ可能な特別教室</u> などを優先的にあてるものとし、校長室、職員室、保健室、放送室、 <u>図書室、給食室、避難者の受け入れに適さない特別教室(コンピューター室等)</u> などは原則として使用しないこととするが、	普通教室は受入人数算出に含んでいる。既存マニュアルと整合を図るため修正	危機管理防災局防災課	○	修正理由のとおり
133	3	1	10	146	下10	(3)情報の提供 ア(中略)災害状況等に関する情報を逐次提供する。	(3) <u>地域住民への広報</u> ア(中略)災害状況等について逐次広報を行う。	用語定義が曖昧なため<市民への情報伝達は「広報」に統一>	広報課	○	修正理由のとおり
134	3	1	10	147	2	5 避難所の運営 (5)感染防止対策 ア、イ	5 避難所の運営 (5)感染防止対策 ア、イ <u>ウ 感染症の自宅療養者については、県が開設している宿泊療養施設又は自宅療養者専用避難所などに誘導するほか、緊急時においては、避難所の専用スペースに避難させる。</u>	自宅療養者の避難について明記するため	危機管理防災局防災課	○	修正理由のとおり
135	3	1	10	148	上19	(7)福祉避難所の運営 ウ(中略)災害状況等に関する情報を逐次提供する。	(7)福祉避難所の運営 ウ(中略)災害状況等について逐次広報を行う。	用語定義が曖昧なため<市民への情報伝達は「広報」に統一>	広報課	×	No.4のとおり
136	3	1	10	148	下14	(4)車中避難者等への配慮 ウ(中略)エコノミークラス症候群などを防止するため、注意喚起広報を行う。	(4)車中避難者等への <u>広報</u> ウ(中略)エコノミークラス症候群などの <u>防止を図るため、注意喚起のための広報を行う。</u>	用語定義が曖昧なため<市民への情報伝達は「広報」に統一>	広報課	×	No.4のとおり

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
137	3	1	11	151	29	外国語による情報提供や	外国語ややさしい日本語による情報提供や	「やさしい日本語」の必要性・有効性が高まっているため。	国際課	○	修正理由のとおり
138	3	1	11	151	32	外国語による災害情報の提供	外国語ややさしい日本語による災害情報の提供	「やさしい日本語」の必要性・有効性が高まっているため。	国際課	○	修正理由のとおり
139	3	1	12	153	上 20	(1) 愛玩動物同行可能な避難所の設置と周知 (中略) 愛玩動物同行可能な避難所の情報をあらかじめ住民に周知するよう努める。	(1) 愛玩動物同行可能な避難所の設置と広報 (中略) 愛玩動物同行可能な避難所についてあらかじめ市民へ広報するよう努める。	用語定義が曖昧なため 市民への情報伝達は「広報」に統一	広報課	×	No.4のとおり
140	3	1	13	156	下 3	4 公営住宅等の提供 (中略) (1) 提供可能な住戸をマスコミ等で公表するとともに、状況に応じ被災地に相談所等を開設し、あつせんに努める。	4 公営住宅等の提供 (中略) (1) 提供可能な住戸を広報するとともに、状況に応じて被災地に相談所等を開設し、あつせんに努める。 なお、広報の内容や手段等については、第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」に準じる。	例示された広報手段は第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」に網羅されているため	広報課	○	修正理由のとおり ※一部修正 広報の内容や手段等⇒広報の手段等
141	3	1	15	162	35	交通規制計画2 (1) ・・・緊急自動車及び緊急輸送等災害応急対策に従事する車両・・・	・・・緊急自動車、除雪機械及び緊急輸送等災害応急対策に従事する車両・・・	中央防災会議・防災基本計画の修正案を反映	新潟国道事務所	○	修正理由のとおり
142	3	1	15	163	26	3 緊急通行車両等の確認等 (1) 緊急通行車両等の確認者 緊急通行車両（緊急自動車以外）の確認は、車両の使用者の申し出により知事（危機対策課）…	突然課名が出てくるが県か市か		危機管理防災局	○	以下のとおり修正する。 <修正文案> 知事（県防災局危機対策課）…
143	3	1	15	164	下 15	5 市民への周知 交通規制を実施した場合は、避難者、運転者、通勤者、市民等に対してラジオ、テレビ、交通情報板、看板等により適時、適切な広報を実施しその周知徹底を図るものとする。 6 自動車運転者への周知 自動車運転者に対し、大地震など災害発生時の措置等について、以下の事項を徹底するよう周知を図る。 (後略)	5 市民等への広報 交通規制を実施した場合は、交通情報板・看板を含む広報により市民等への周知徹底を図る。なお、広報の内容や手段等については、第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」に準じる。 6 自動車運転者への広報 大地震など災害発生時の措置等について、自動車運転者への広報を行い、以下の事項の徹底を図る。 (後略)	例示された広報手段の一部が第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」に網羅されているため	広報課	×	No.4のとおり 「災害広報・広聴計画」は実施主体が市となるが、「交通規制計画」においては国、県警察、民間事業者等も情報発信主体となるため、「災害広報・広聴計画」に準ずるという記載は行わない。

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
144	2	4	15	164	33 ～ 44	<p>6 自動車運転者への周知 自動車運転者に対し、大地震など災害発生時の措置等について、以下の事項を徹底するよう周知を図る。</p> <p>(1) 走行中のとき</p> <p>ア できるかぎり安全な方法により車両を左側に停止させること。 イ 停止後は、カーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。</p> <p>ウ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に移動させる。</p> <p>(2) 避難するとき 避難するときは、原則として車両を使用しないこと。</p>	<p>6 運転者のとるべき措置の周知徹底 警察は、災害発生時に運転者がとるべき措置について、以下の事項を周知徹底するものとする。</p> <p>(1) 車両を運転中である場合には、次の要領により行動すること。</p> <p>ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。 イ 停止後は、カーラジオやSNS等により災害情報及び交通情報を収集し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。 ウ 引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。 エ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。</p> <p>(2) 車両を運転中以外である場合には、次の要領により行動すること。</p> <p>ア 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。 イ 津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意しながら運転すること。</p> <p>(3) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、一般車両が同区域等内に在る場合は次の措置をとること。</p> <p>ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。 ・道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所 ・区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所 イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。 ウ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること（その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。）。</p>	<p>国家公安委員会・警察庁 防災業務計画（令和3年6月修正）及び県地域防災計画と整合を図るため。</p>	<p>新潟県警察 本部交通部 交通規制課</p>	○	<p>修正理由のとおり</p>
145	3	1	18	172	下 20	<p>(2) 支援物資供給の基本方針 (中略) エ 避難所外避難者への供給 (中略) 市民にその旨周知する。(後略)</p>	<p>(2) 支援物資供給の基本方針 (中略) エ 避難所外避難者への供給 (中略) 市民へその旨を広報する。なお、広報の内容や手段等については、第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」に準じる。(後略)</p>	<p>用語定義が曖昧なため 市民への情報伝達は「広報」に統一→</p>	<p>広報課</p>	△	<p>No.4を基本とし、文言修正は行わないが、「なお、広報の内容や～」の追記を行う。 ※一部修正 広報の内容や手段等⇒広報の手段等</p>

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述																																																																				
146	3	1	19	174	1	第19節 給水計画	第19節 <u>応急</u> 給水計画	日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」改訂内容に合わせた修正	水道局 経営企画部 経営管理課	○	修正理由のとおり																																																																				
147	3	1	19	174	3	災害時において飲料水及び生活水の確保は被災者の生命維持、人心の安定を図るうえで極めて重要である。 <u>応急給水にあたっては、緊急を要する医療機関、被災者の収容先等、優先順位を明確にし、衛生対策、要配慮者に十分配慮し、被害状況に応じた適切な給水方法による、飲料水・生活用水等の給水計画を定める。</u>	災害時において飲料水及び生活水の確保は被災者の生命維持、人心の安定を図るうえで極めて重要である。 応急給水にあたっては、優先順位を明確にし、被害状況に応じた適切な <u>飲料水・生活用水等の給水計画を定める。</u>	簡潔な内容に修正	水道局 経営企画部 経営管理課	○	修正理由のとおり																																																																				
148	3	1	19	174	9	1 目標水準 被災後の応急給水は、当面の生命維持に必要な飲料水のみから、炊事、洗面等の生活用水へと、時間の経過とともに、量的にも、用途の面でもその重要性が高まってくる。そのため、被災者1人あたりの応急給水量は、災害発生後3日以内（第1段階）は1人1日3L、その後1週間以内（第2段階）は1人1日20～30L、さらに2週間以内（第3段階）は1人1日30～40Lと、段階的に目標水準を定める。 <u>給水方法としては、拠点給水、運搬給水、仮設給水により、地区別に適切な方法を選定し効率的に給水する。</u> また、段階の経過とともに、復旧の進捗状況にも応じ、柔軟に給水方法の転換、継続、組合せを行いながら、 <u>給水地点数、給水量の拡大を図り、目標水量の給水を行う。</u>	1 目標水準 被災後の応急給水は、当面の生命維持に必要な飲料水のみから、炊事、洗面等の生活用水へと、時間の経過とともに、量的にも、用途の面でもその重要性が高まってくる。そのため、被災者1人あたりの応急給水量は、災害発生後3日以内（第1段階）は1人1日3L、その後1週間以内（第2段階）は1人1日20～30L、さらに2週間以内（第3段階）は1人1日30～40Lと、段階的に目標水準を定める。 また、段階の経過とともに、復旧の進捗状況にも応じ、柔軟に給水方法の転換、継続、組合せを行いながら、 <u>応急給水拠点・給水量の拡大を図る。</u>	日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」改訂内容に合わせた修正	水道局 経営企画部 経営管理課	○	修正理由のとおり																																																																				
149	3	1	19	174	9	<table border="1"> <caption>応急給水の目標水準</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">災害発生</th> <th colspan="2">3日</th> <th colspan="2">1週間</th> <th colspan="2">2週間</th> </tr> <tr> <th>第1段階</th> <th>第2段階</th> <th>第2段階</th> <th>第3段階</th> <th>第3段階</th> <th>第3段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標水準</td> <td>3ℓ/人日</td> <td>20～30ℓ/人日</td> <td>20～30ℓ/人日</td> <td>30～40ℓ/人日</td> <td>30～40ℓ/人日</td> <td>30～40ℓ/人日</td> </tr> <tr> <td>主用途</td> <td>生命維持に必要な飲料水</td> <td>炊事、洗面等の最低生活用水</td> <td>炊事、洗面等の最低生活用水</td> <td>生活用水の確保</td> <td>生活用水の確保</td> <td>生活用水の確保</td> </tr> <tr> <td>給水方法</td> <td>拠点給水 運搬給水</td> <td>仮設給水所 拠点・運搬給水</td> <td>仮設給水所 拠点・運搬給水</td> <td>仮設給水所の増設</td> <td>仮設給水所の増設</td> <td>仮設給水所の増設</td> </tr> <tr> <td>給水拠点</td> <td>住居より 500m以内</td> <td>住居より 500m以内</td> <td>住居より 500m以内</td> <td>住居より 250m以内</td> <td>住居より 250m以内</td> <td>住居より 250m以内</td> </tr> </tbody> </table>	災害発生	3日		1週間		2週間		第1段階	第2段階	第2段階	第3段階	第3段階	第3段階	目標水準	3ℓ/人日	20～30ℓ/人日	20～30ℓ/人日	30～40ℓ/人日	30～40ℓ/人日	30～40ℓ/人日	主用途	生命維持に必要な飲料水	炊事、洗面等の最低生活用水	炊事、洗面等の最低生活用水	生活用水の確保	生活用水の確保	生活用水の確保	給水方法	拠点給水 運搬給水	仮設給水所 拠点・運搬給水	仮設給水所 拠点・運搬給水	仮設給水所の増設	仮設給水所の増設	仮設給水所の増設	給水拠点	住居より 500m以内	住居より 500m以内	住居より 500m以内	住居より 250m以内	住居より 250m以内	住居より 250m以内	<table border="1"> <caption>応急給水の目標水準</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">災害発生</th> <th colspan="2">3日</th> <th colspan="2">1週間</th> <th colspan="2">2週間</th> </tr> <tr> <th>第1段階</th> <th>第2段階</th> <th>第2段階</th> <th>第3段階</th> <th>第3段階</th> <th>第3段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標水準</td> <td>3ℓ/人日</td> <td>20～30ℓ/人日</td> <td>20～30ℓ/人日</td> <td>30～40ℓ/人日</td> <td>30～40ℓ/人日</td> <td>30～40ℓ/人日</td> </tr> <tr> <td>主用途</td> <td>生命維持に必要な飲料水</td> <td>炊事、洗面等の最低生活用水</td> <td>炊事、洗面等の最低生活用水</td> <td>生活用水の確保</td> <td>生活用水の確保</td> <td>生活用水の確保</td> </tr> </tbody> </table>	災害発生	3日		1週間		2週間		第1段階	第2段階	第2段階	第3段階	第3段階	第3段階	目標水準	3ℓ/人日	20～30ℓ/人日	20～30ℓ/人日	30～40ℓ/人日	30～40ℓ/人日	30～40ℓ/人日	主用途	生命維持に必要な飲料水	炊事、洗面等の最低生活用水	炊事、洗面等の最低生活用水	生活用水の確保	生活用水の確保	生活用水の確保	簡潔な内容に修正	水道局 経営企画部 経営管理課	○	修正理由のとおり
災害発生	3日		1週間		2週間																																																																										
	第1段階	第2段階	第2段階	第3段階	第3段階	第3段階																																																																									
目標水準	3ℓ/人日	20～30ℓ/人日	20～30ℓ/人日	30～40ℓ/人日	30～40ℓ/人日	30～40ℓ/人日																																																																									
主用途	生命維持に必要な飲料水	炊事、洗面等の最低生活用水	炊事、洗面等の最低生活用水	生活用水の確保	生活用水の確保	生活用水の確保																																																																									
給水方法	拠点給水 運搬給水	仮設給水所 拠点・運搬給水	仮設給水所 拠点・運搬給水	仮設給水所の増設	仮設給水所の増設	仮設給水所の増設																																																																									
給水拠点	住居より 500m以内	住居より 500m以内	住居より 500m以内	住居より 250m以内	住居より 250m以内	住居より 250m以内																																																																									
災害発生	3日		1週間		2週間																																																																										
	第1段階	第2段階	第2段階	第3段階	第3段階	第3段階																																																																									
目標水準	3ℓ/人日	20～30ℓ/人日	20～30ℓ/人日	30～40ℓ/人日	30～40ℓ/人日	30～40ℓ/人日																																																																									
主用途	生命維持に必要な飲料水	炊事、洗面等の最低生活用水	炊事、洗面等の最低生活用水	生活用水の確保	生活用水の確保	生活用水の確保																																																																									

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
150	3	1	19	175	1	<p><u>2 応急給水のフロー</u></p> <p>応急給水のフロー図</p>	<p><u>2 応急給水に関する用語</u></p> <p><u>(1) 応急給水拠点</u> <u>住民に対し、応急給水を行う場所。避難所など、事前に設定された地点および仮設水槽等を設置した地点。</u></p> <p><u>(2) 拠点給水所</u> <u>災害時に応急給水活動を行う場所として新潟市が指定している場所を指す。</u> <u>浄水場施設6か所、配水場施設10か所及び飲料水兼用耐震性貯水 槽設置施設14か所の、合計30か所。</u> <u>(拠点給水所位置図を資料編 図3-1-19-1 に示す。)</u> <u>(拠点給水所(浄・配水場)一覧を資料編 表3-1-19-1 に示す。)</u></p> <p><u>(拠点給水所(飲料水兼用耐震性貯水槽)一覧を資料編 表3-1-19-2 に示す。)</u></p> <p><u>(3) 給水基地</u> <u>応急給水隊(応急給水班)に水を補給する浄水場や配水池等。</u></p>	<p>日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」改訂内容に合わせた修正 フローは削除し、4 応急給水の流れを新規作成</p>	<p>水道局 経営企画部 経営管理課</p>	○	修正理由のとおり

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述												
151	3	1	19	175	4	<p><u>3 給水方法</u> 被害状況に応じ、被災地区別に拠点給水、運搬給水、仮設給水により効率的に給水する。</p> <p><u>給水種類 内容</u> 拠点給水 浄水場、配水場、飲料水兼用耐震性貯水槽に仮設給水栓を設置して給水する 運搬給水 給水車、給水タンク搭載車等により、飲料水を被災地に輸送し給水する 仮設給水 復旧した配水管に仮設給水栓を設置して給水する キャンパス水槽に仮設給水栓を設置して給水する</p> <p><u>(1) 拠点給水</u> 浄水場施設6か所、配水場施設10か所及び飲料水兼用耐震性貯水槽（60～100m³）設置施設14か所、合計30か所に仮設給水栓を設置し拠点給水所とし、被災者に給水を行う。 〔拠点給水所位置図を資料編 図3-1-19-1 に示す。〕 〔拠点給水所（浄・配水場）一覧を資料編 表3-1-19-1 に示す。〕 〔拠点給水所（飲料水兼用耐震性貯水槽）一覧を資料編 表3-1-19-2 に示す。〕</p> <p><u>(2) 運搬給水</u> 給水車等により飲料水を被災地に運搬し、給水する。新潟市保有の給水車で対応不可能な場合は、被害状況に応じ、速やかに必要車両、人員の応援を要請する。 運搬給水拠点ごとに人員、車両、応急給水用資機材を適正に配置し、各拠点から効率的に被災地へ給水する。</p> <p><u>ア 運搬給水拠点の設置</u> 主要な浄水場・配水場を運搬給水の拠点とする。給水地区、給水車の運行計画は、被害状況に応じ、運搬給水拠点ごとに策定する。</p> <p><u>イ 優先運搬給水場所</u> 人命にかかわる医療施設を最優先とし、福祉施設及び被災者の収容先となる避難所を優先給水場所とする。特に、地域の基幹病院や人工透析を行う病院など、大量の水を必要とする施設へは、加圧式給水車を優先的に派遣し、治療に支障がないよう配慮する。</p> <p><u>ウ 運搬給水場所</u> 道路事情、人口集中度等に配慮したうえで、断水地域住民が自宅から500m以内の距離で安全に給水を受けられるよう、できるだけスペースに余裕のある地点（公園、広場など）を運搬給水場所として指定する。 運搬給水は、住居から500m以内の給水を目途とするが、給水体制の整備、復旧の進捗状況によっては、さらに狭い範囲で給水する。</p> <p><u>(3) 仮設給水</u> 応急復旧の進捗状況に応じ、復旧した配水管の消火栓に仮設給水栓を設置して給水する仮設給水所を設けるほか、避難所等に対してキャンパス水槽による仮設給水所を設ける。 応急復旧第1ステップでは、断水地域住民が自宅から 500m 以内で給水を受けられるよう仮設給水所を設ける。 応急復旧第2ステップでは、断水地域住民が自宅から 250m 以内で給水を受けられるよう仮設給水所を設ける。</p>	<p><u>3 応急給水方式</u> 被災地区別に適切な方法を選定し、効率的な応急給水を実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">応急給水の方式</th> </tr> <tr> <th>給水方式</th> <th>内容</th> <th>給水方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>拠点給水方式</td> <td>応急給水拠点において給水する方式。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 拠点給水所での給水 仮設水槽による給水 復旧配水管の消火栓からの給水 </td> </tr> <tr> <td>巡回給水方式</td> <td>指定場所に給水車等で巡回し、直接応急給水を行う方式。状況に応じて場所を移動し、市民へのきめ細かい給水を実施する。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 給水車、トラック等による運搬給水 トラック等による簡易容器の直接配布。 </td> </tr> </tbody> </table>	応急給水の方式			給水方式	内容	給水方法	拠点給水方式	応急給水拠点において給水する方式。	<ul style="list-style-type: none"> 拠点給水所での給水 仮設水槽による給水 復旧配水管の消火栓からの給水 	巡回給水方式	指定場所に給水車等で巡回し、直接応急給水を行う方式。状況に応じて場所を移動し、市民へのきめ細かい給水を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 給水車、トラック等による運搬給水 トラック等による簡易容器の直接配布。 	<p>日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」改訂内容に合わせた修正 給水方法の詳細は5 応急給水方法を新規作成</p>	<p>水道局 経営企画部 経営管理課</p>	<p>○</p>	<p>修正理由のとおり</p>
応急給水の方式																							
給水方式	内容	給水方法																					
拠点給水方式	応急給水拠点において給水する方式。	<ul style="list-style-type: none"> 拠点給水所での給水 仮設水槽による給水 復旧配水管の消火栓からの給水 																					
巡回給水方式	指定場所に給水車等で巡回し、直接応急給水を行う方式。状況に応じて場所を移動し、市民へのきめ細かい給水を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 給水車、トラック等による運搬給水 トラック等による簡易容器の直接配布。 																					

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
152	3	1	19	175			<p>4 応急給水活動の流れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被害状況の整理 <ul style="list-style-type: none"> 配水池保有水量の確認 断水区域の特定 断水影響施設・人数、復旧見込みの整理 ②応急給水計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> 応急給水地区の選定 給水基地の選定 応急給水方式の選定 優先運搬給水場所（医療施設）の把握 応急給水拠点の選定 応急給水拠点開設時間の決定 ③実施計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> 人員体制の確保 車両・資機材の確保 給水車運行計画の策定 応援要請規模の確定 ④応援要請 <ul style="list-style-type: none"> 協定締結事業体、民間事業者 等 ⑤関係部署への連絡・調整 <ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部 避難所等 新潟県 ⑥市民広報 <ul style="list-style-type: none"> 応急給水活動内容の周知 飲料水の衛生対策 ⑦応急給水活動開始 <ul style="list-style-type: none"> 拠点給水方式 巡回給水方式 	前年度2 応急給水のフローを簡易化・詳細化	水道局 経営企画部 経営管理課	○	修正理由のとおり
153	3	1	19	176			<p>5 応急給水方法</p> <p>(1) 給水基地の選定 <u>主要な浄配水施設を給水基地（応急給水隊（応急給水班）に水を補給する場所）とする。給水地区、給水車の運行計画は、被害状況に応じ、給水基地ごとに策定する。</u></p> <p>(2) 応急給水方式の選定</p> <p>ア 拠点給水方式 <u>応急給水拠点において給水する方式。</u></p> <p>(イ) 拠点給水所での給水 <u>市内30か所の拠点給水所に仮設給水栓等を設置し、応急給水を行う。</u></p> <p>(ロ) 仮設水槽による給水 <u>避難所等に仮設水槽（キャンパス水槽または設置型組立式給水タンク）を設置する。</u> <u>仮設水槽の設置先は、被災者の収容先となる避難所のほか、道路事情、人口集中度等に配慮したうえで、できるだけスペースに余裕のある地点（公園、広場など）を応急給水拠点として指定する。</u></p> <p>(ハ) 復旧配水管の消火栓からの給水 <u>応急復旧の進捗状況に応じ、復旧した配水管の消火栓に仮設給水栓を設置し、応急給水拠点とする。</u></p> <p>イ 巡回給水方式 <u>給水車やトラック等により飲料水を運搬し、直接応急給水する。または、トラック等により簡易容器で直接配布する。</u></p> <p>(ウ) 給水の優先順位 <u>人命にかかわる医療施設を最優先とする。次いで福祉施設及び避難所を優先する。特に、地域の基幹病院や人工透析を行う病院など、大量の水を必要とする施設へは、加圧式給水車を優先的に派遣し、治療に支障がないよう配慮する。</u></p>	日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」改訂内容に合わせた修正	水道局 経営企画部 経営管理課	○	修正理由のとおり
154	3	1	19	176	28	<p>4 応急給水用資機材の確保 水道対策部が保有している応急給水用資機材では不十分な場合、関係団体、関係業者等に支援を要請し、応急給水用資機材を調達する。</p>	<p>6 人員・車両・資機材の確保 水道対策部の人員体制・保有資機材では不十分な場合、関係団体、関係業者等に支援を要請する。 <u>(応援要請は、第3部第1章第28節「上水道施設等災害応急対策計画」参照)</u></p>	簡潔な内容に修正	水道局 経営企画部 経営管理課	○	修正理由のとおり

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
155	3	1	19	176	32	5 飲料水の衛生対策 水質の安全性を確保するため、塩素消毒を強化するとともに、飲用に供される水の残留塩素濃度を測定し、適切に消毒されていることを確認する。	7 飲料水の衛生対策 水質の安全性を確保するため、塩素消毒を強化するとともに、飲用に供される水の残留塩素濃度を測定し、適切に消毒されていることを確認する。	番号の振り直し	水道局 経営企画部 経営管理課	○	修正理由のとおり
156	3	1	19	176	36	6 応援要請 (第3部第1章第28節「上水道施設等災害応急対策計画」参照)	削除	6 人員・車両・資機材の確保に記載したため削除	水道局 経営企画部 経営管理課	○	修正理由のとおり
157	3	1	20	177	下16	(6) 入浴施設の広報 (中略) 被災者に対し随時広報媒体を通じ広報する。	(6) 入浴施設の広報 (中略) 被災者へ随時広報を行う。なお、広報の内容や手段等については、第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」に準じる。	例示された広報手段は第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」に網羅されているため	広報課	○	修正理由のとおり ※一部修正 広報の内容や手段等⇒広報の手段等
158	3	1	20	178	上10	(3) 要配慮者への入浴施設情報に関する広報 (中略) 要配慮者やその家族に対し広報媒体を通じ広報する。	(3) 要配慮者への入浴施設の広報 (中略) 要配慮者やその家族への広報を行う。なお、広報の内容や手段等については、第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」に準じる。	例示された広報手段は第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」に網羅されているため	広報課	○	修正理由のとおり ※一部修正 広報の内容や手段等⇒広報の手段等
159	3	1	20	178	下6	(6) 入浴施設の広報 (中略) 被災者に対し第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」に定めた広報媒体を通じて広報する。	(6) 入浴施設の広報 (中略) 被災者へ随時広報を行う。なお、広報の内容や手段等については、第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」に準じる。	例示された広報手段は第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」に網羅されているため	広報課	○	修正理由のとおり ※一部修正 広報の内容や手段等⇒広報の手段等
160	3	1	21	179	上20	(2) 収集 (中略) イ 市民に対しては、報道機関等を通じ、ごみの収集計画等を広報するとともに、曜日や排出区分ルールを守るよう協力を呼びかける。	(2) 収集 (中略) イ 市民へは、ごみの収集計画等の広報を行うとともに、曜日や排出区分ルールを守るよう協力を呼びかける。なお、広報の内容や手段等については、第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」に準じる。	例示された広報手段は第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」に網羅されているため	広報課	○	修正理由のとおり ※一部修正 広報の内容や手段等⇒広報の手段等
161	3	1	21	179	36	3 災害ごみの処理 災害時において発生する建築物の倒壊・焼失等から生じる家具・廃木材等「災害ごみ」の処理計画を策定する。	3 災害ごみの処理 災害時において発生する建築物の損壊・焼失等から生じる家具・廃木材等「災害ごみ」の処理計画を策定する。	対象とする災害ごみが建築物の「倒壊」から生じるものに限らないため用語を整理するもの	循環社会推進課	○	修正理由のとおり

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
162	3	1	21	180	1	イ 家庭の災害ごみの処理は、次により行う。 (ア) 倒壊家屋等の解体・除去 倒壊した家屋等の解体・除去は、原則として所有者が行う。	イ 家庭の災害ごみの処理は、次により行う。 (ア) <u>損壊</u> 家屋等の解体・除去 <u>損壊</u> した家屋等の解体・除去は、原則として所有者が行う。	対象とする災害ごみが「倒壊」した家屋等に限定するため用語を整理するもの	循環社会推進課	○	修正理由のとおり
163	3	1	21	180	4	(イ) 粗大ごみの処理 畳や家具等の粗大ごみについては、原則として申込みによる戸別収集とするが、状況に応じて効率的な収集を行うため、自治会・町内会単位の申込みや拠点収集方式とする。	<u>(イ) その他災害ごみの処理</u> <u>災害により発生した多量の災害ごみについては、市が分別を定めたくうえで設置する仮置場に直接搬入できるものとするほか、状況に応じて市が収集を行う。</u>	新潟市災害廃棄物処理計画との整合を図るため。	循環社会推進課 廃棄物対策課	○	修正理由のとおり
164	3	1	21	180	8	(ウ) 特定家庭用機器（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）及び廃パーソナルコンピューターの処理 特定家庭用機器及び廃パーソナルコンピューターは、所有者の責任においてリサイクルすることを原則とするが、必要によっては市が収集する。	(ウ) 特定家庭用機器（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）及び廃パーソナルコンピューターの処理 特定家庭用機器及び廃パーソナルコンピューターは、所有者の責任においてリサイクルすることを原則とするが、 <u>必要に応じ市が設置する仮置場に直接搬入できることとする。</u>	新潟市災害廃棄物処理計画との整合を図るため。	循環社会推進課 廃棄物対策課	○	修正理由のとおり
165	3	1	21	180	12	(エ) その他 その他の災害ごみは、可燃物及び不燃物に分別し、市の仮置場に直接搬入する。	<u>(エ) (削除)</u>	新潟市災害廃棄物処理計画との整合を図るため。	循環社会推進課 廃棄物対策課	○	修正理由のとおり
166	3	1	21	180	14	ウ 災害により発生した建築物の倒壊、焼失等による廃材等の災害ごみは、環境対策部環境総務班及び各区本部区民生活班が第一義的に対応する。	ウ 災害により発生した建築物の <u>損壊</u> 、焼失等による廃材等の災害ごみは、環境対策部環境総務班及び各区本部区民生活班が第一義的に対応する。	対象とする災害ごみが建築物の「倒壊」から生じるものに限らないため用語を整理するもの	循環社会推進課	○	修正理由のとおり
167	3	1	21	180	20	(2) 仮置場の確保 ア 災害ごみが、市の処理能力を大幅に超えて搬出された場合には、公有地又は住民生活に支障のない場所の中から仮置場を確保するとともに、住民に広報等を通じて協力を求める。	(2) 仮置場の確保 ア 災害ごみが、市の処理能力を大幅に超えて搬出される <u>恐れがある場合には</u> 、公有地又は住民生活に支障のない場所の中から仮置場を確保するとともに、住民に広報等を通じて協力を求める。	処理能力を大幅に超えて搬出される前に仮置場を設置するため。	循環社会推進課	○	修正理由のとおり

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述												
168	3	1	21	180	下9	(2) 仮置場の確保 ア (中略) 仮置場を確保するとともに、 <u>住民に</u> 広報等を通じて協力を求める。	(2) 仮置場の確保 ア (中略) 仮置場を確保するとともに、 <u>市民への</u> 広報等を通じて協力を求める。 <u>なお、広報の内容や手段等については、第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」に準じる。</u>	広報の範囲が不定のため (第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」で規定)	広報課	○	修正理由のとおり ※一部修正 広報の内容や手段等⇒広報の手段等												
169	3	1	21	180	24	(3) 処理 ア 災害ごみの処理のうち倒壊家屋等の解体・除去は、	(3) <u>損壊家屋等の解体処理</u> ア 災害ごみの処理のうち <u>損壊倒壊</u> 家屋等の解体・除去は、	公費解体に係る事務手続きについての項であるため 対象は「倒壊」に限らない(参考:「災害関係業務事務処理マニュアル(環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課 令和3年2月改定)」)	廃棄物対策課	○	修正理由のとおり												
170	3	1	21	180	25	(3) 処理 ア、～国による特別措置(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条)の適用について、～	ア～国による特別措置(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条)の適用(<u>災害廃棄物処理事業費補助金の活用</u>)について、～	公費解体に係る事務手続きについて(ア)項で説明しているため、具体を示す	廃棄物対策課	○	修正理由のとおり												
171	3	1	21	180	28		災害等廃棄物処理事業費補助金の対象 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><thead><tr><th>区分</th><th>全壊</th><th>半壊</th></tr></thead><tbody><tr><td>撤去・解体</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">△</td></tr><tr><td>運搬</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td></tr><tr><td>処理・処分</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td></tr></tbody></table> ○:適用 △:場合により適用	区分	全壊	半壊	撤去・解体	○	△	運搬	○	○	処理・処分	○	○	対象を記載する	廃棄物対策課	○	修正理由のとおり
区分	全壊	半壊																					
撤去・解体	○	△																					
運搬	○	○																					
処理・処分	○	○																					
172	3	1	21	181	20	4 し尿処理について 災害用トイレの必要性を把握し、	4 し尿処理について 災害用トイレの必要 <u>数</u> を把握し、	誤植のため修正	廃棄物対策課	○	修正理由のとおり												
173	3	1	22	184	17	6 達成目標 トイレ利用の確保は、概ね次の計画を目安とする。 地震後 ～12時間	6 達成目標 トイレ利用の確保は、概ね次の計画を目安とする。 <u>発災</u> 後 ～12時間	災害を地震に限定しない	廃棄物対策課	○	修正理由のとおり												
174	3	1	23	185	3	(表中) 実施担当 <u>市民生活対策部</u> 環境対策部 ～	(表中) 実施担当 <u>(削除)</u> 環境対策部 ～	市民生活対策部との連携は必要か。各区本部区民生活班と栄養士が直接、連携したほうがスムーズではないか。	市民生活課	△	実施担当となっている他の対策部と、市民生活対策部の削除につき、調整を図った上で修正意見を提出いただく必要あり												

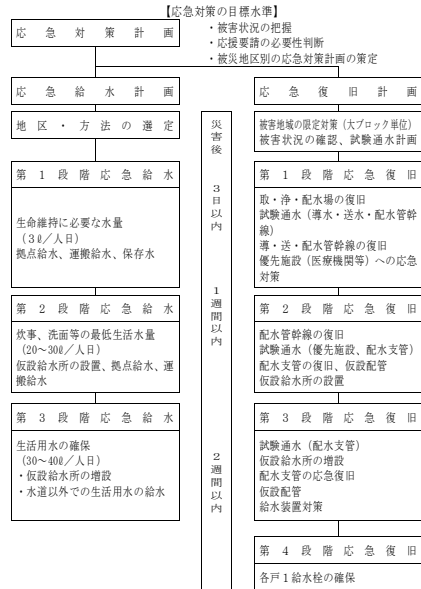
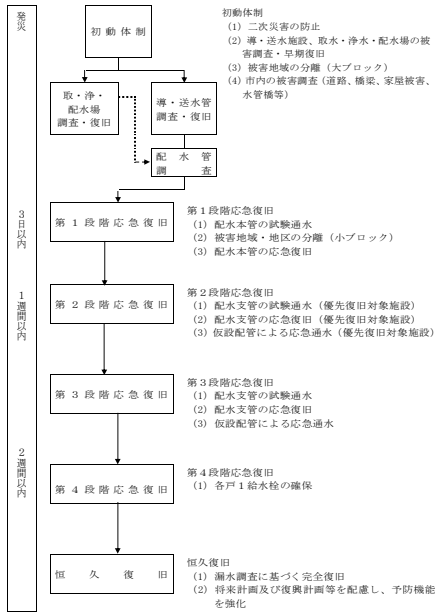
(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
175	3	1	23	186	4	インフルエンザや感染症予防の保健指導	<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症患者の健康状態の把握と保健指導</u>	予防については4で記載しているため、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者を含む感染症患者に対する対応についてを記載した	保健管理課	○	修正理由のとおり
176	3	1	23	188	8	(2) 炊き出しの状況把握と栄養管理指導 ア 市が設置した炊き出し実施現場に栄養士が巡回するとともに、 <u>市民生活対策部市民生活班及び</u> 各区本部区民生活班と連携し～	2) 炊き出しの状況把握と栄養管理指導 ア 市が設置した炊き出し実施現場に栄養士が巡回するとともに、 <u>(削除)</u> 各区本部区民生活班と連携し～	市民生活対策部との連携は必要か。各区本部区民生活班と栄養士が直接、連携したほうがスムーズではないか。	市民生活課	△	実施担当となっている他の対策部と、市民生活対策部の削除につき、調整を図った上で修正意見を提出いただく必要あり
177	3	1	24	189	上18	(3) 情報の収集及び伝達 (中略) 関係機関及び <u>住民に対して情報の伝達を行う。</u>	(3) 情報の収集及び伝達・ <u>広報</u> (中略) 関係機関及び <u>市民へ広報</u> を行う。	用語定義が曖昧なためく市民への情報伝達は「広報」に統一→	広報課	×	No.4のとおり
178	3	1	24	189	31	ア 遺体安置所へ搬送するものとし、運搬車両等が不足する場合は、 <u>保健衛生部遺体埋火葬班を通じて</u> 新潟県トラック協会・・・(以下略)	ア 遺体安置所へ搬送するものとし、運搬車両等が不足する場合は、 <u>区本部区民生活班は</u> 新潟県トラック協会・・・(以下略)	区本部と保健衛生対策部の応急対策マニュアルとの整合性を図る	保健所環境衛生課	○	修正理由のとおり
179	3	1	24	189	39	オ 遺体の腐敗を防止するため、 <u>保健衛生部遺体埋火葬班を通じて</u> 全日本冠婚葬祭互助会・・・(以下略)	オ 遺体の腐敗を防止するため、 <u>区本部区民生活班は</u> 全日本冠婚葬祭互助会・・・(以下略)	区本部と保健衛生対策部の応急対策マニュアルとの整合性を図る	保健所環境衛生課	○	修正理由のとおり
180	3	1	24	190	10	また、阿賀北 <u>広域組合</u> 葬斎場について、	また、阿賀北葬斎場について、	名称修正(R4.3.31をもって広域組合解散)	保健所環境衛生課 他	○	修正理由のとおり

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
181	3	1	25	192	上2	(2) 応急対策 ア (中略) 交通路の確保に努めるとともに、道路の状況について広報に努める。 (中略) (5) 交通規制 (中略) 運転者や通行者に対し道路情報等を提供する。	(2) 応急対策 ア (中略) 交通路の確保に努めるとともに、道路の状況について広報に努める。 <u>なお、広報の内容や手段等については、第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」に進じる。</u> (中略) (5) 交通規制 (中略) 運転者や通行者へ道路情報等の広報を行う。	第3部第1章第15節「交通規制計画」にある「関連情報の周知徹底」に比して努力規定に留まる本項表記が均衡を欠くと考えられるため	広報課	×	No.4のとおり 「災害広報・広聴計画」は実施主体が市となるが、「交通規制計画」においては国、県、各施設管理者等も情報発信主体となるため、「災害広報・広聴計画」に準ずると記載は行わない。
182	3	1	25	192	下8	2 空港・港湾施設応急対策 (中略) それぞれ連絡・連携を密にしながら情報収集、状況把握及び情報発信に努める。	2 空港・港湾施設応急対策 (中略) それぞれ連絡・連携を密にしながら情報収集、状況把握及び広報に努める。	用語定義が曖昧なためく市民への情報伝達は「広報」に統一	広報課	○	修正理由のとおり
183	3	1	25	193	上1	3 漁港・水産施設応急対策 (中略) 相互に連携し情報収集、状況把握及び情報発信に努める。	3 漁港・水産施設応急対策 (中略) 相互に連携し情報収集、状況把握及び広報に努める。	用語定義が曖昧なためく市民への情報伝達は「広報」に統一	広報課	○	修正理由のとおり
184	3	1	28	196	8	1 応急対策の流れ <p>職員の参集 <ul style="list-style-type: none"> 震度4の場合(1号配備) 震度5(弱)・5(強)の場合(3号配備) 震度6(弱)以上の場合(4号配備) 風水害等の大規模災害の発生 </p> <p>情報収集・被害調査 <ul style="list-style-type: none"> 災害情報の収集 水道局の地震計の情報収集 取・浄・配水場の運転継続判断 取・浄・配水場の被害調査 導・送水管の被害調査 配水確保係水量の調査 配水状況の確認 避難所の状況把握 被害調査(浸水状況、道路、橋梁、家屋、火災の発生) </p> <p>緊急対策 <ul style="list-style-type: none"> 二次災害の防止対策 取・浄・配水場の稼働対策(大ブロックの稼働) 被害状況の把握 応援要請の必要性判断 後方支援体制の準備 </p> <p>応急対策計画 <ul style="list-style-type: none"> 応急給水計画 応急復旧計画 </p> <p>応急給水計画 <ul style="list-style-type: none"> 応急給水地区の設定 給水方法の選定 優先施設の確認 避難給水所の設置計画 資機材・人員の確保 任意地開等の確保 応急給水所設置計画 応急給水所関連材料の確保 飲料水の衛生対策 </p> <p>応急復旧計画 <ul style="list-style-type: none"> 導・送水管の復旧 取・浄・配水場の復旧 被害地区の限定対策(小ブロック) 優先施設の確認 復旧優先対策施設の確認 資機材・人員の確保 仮設配管材料の確保 管頭立、任意地区等の確保 応援要請計画 配管給水の衛生確保 </p>	1 応急対策の流れ <p>職員の参集 <ul style="list-style-type: none"> 震度4の場合(3号配備) 震度5(弱)・5(強)の場合(3号配備) 震度6(弱)以上の場合(4号配備) 風水害等の大規模災害の発生 </p> <p>情報収集・被害調査 <ul style="list-style-type: none"> 災害情報の収集 水道局の地震計の情報収集 取・浄・配水場の運転継続判断 取・浄・配水場の被害調査 配水確保係水量の調査 配水状況の確認 水道管路の被害調査 避難所の状況把握 被害調査(浸水状況、道路、橋梁、家屋、火災の発生) </p> <p>緊急対策 <ul style="list-style-type: none"> 二次災害の防止対策 取・浄・配水場の稼働対策(大ブロックの稼働) 被害地域・地区の分離 応援要請の必要性判断 後方支援体制の準備 </p> <p>応急対策計画 <ul style="list-style-type: none"> 応急給水計画 応急復旧計画 </p> <p>応急給水計画 <ul style="list-style-type: none"> 取・浄・配水施設の復旧 水道管路の復旧 被害地区の限定対策(小ブロック) 優先施設の確認 復旧優先対策施設の確認 試験通水計画 資機材・人員の確保 配管給水の衛生確保 </p> <p>応急復旧計画 <ul style="list-style-type: none"> 取・浄・配水施設の復旧 水道管路の復旧 被害地区の限定対策(小ブロック) 優先施設の確認 復旧優先対策施設の確認 試験通水計画 資機材・人員の確保 配管給水の衛生確保 </p> <p>対策の実施</p>	適切な文言への修正 第3部第1章19節給水計画に記載の内容を削除	水道局 経営企画部 経営管理課	○	修正理由のとおり

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
185	3	1	28	196	9	<p>2 応急対策の目標水準 被害状況を迅速かつ的確に把握し、被災地区別に応急復旧と応急給水を関連させながら、応急対策を実行するものとする。</p> <p>応急対策は、災害の程度にもよるが、段階的に目標水準を定め、災害発生後3日以内は運搬給水等により生命維持に必要な水量の給水を確保する。その後は仮設給水等により生活用水の給水を行い、2週間以内に各戸1給水栓の確保を目標水準として応急復旧作業を進める。また、この間は可能な限り生活用水を供給するため、応急給水体制を強化するとともに、仮設給水所を増設していく。</p> <p>この目標達成のため、平常時より水道施設のレベルアップを進めるとともに、被災時の広域応援体制の強化を図る。</p>  <p>【応急対策の目標水準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の把握 ・応援要請の必要性判断 ・被災地区別の応急対策計画の策定 <p>応急対策計画</p> <p>応急給水計画</p> <p>応急復旧計画</p> <p>地区・方法の選定</p> <p>被災後</p> <p>3日以内</p> <p>1週間以内</p> <p>2週間以内</p> <p>第1段階応急給水</p> <p>生命維持に必要な水量 (3ℓ/人日)</p> <p>拠点給水、運搬給水、保存水</p> <p>第2段階応急給水</p> <p>炊事、洗面等の最低生活水量 (20～30ℓ/人日)</p> <p>仮設給水所の設置、拠点給水、運搬給水</p> <p>第3段階応急給水</p> <p>生活用水の確保 (30～40ℓ/人日)</p> <p>・仮設給水所の増設</p> <p>・水道以外での生活用水の給水</p> <p>第1段階応急復旧</p> <p>被害地域の限定対策 (大ブロック単位)</p> <p>被害状況の確認、試験通水計画</p> <p>取・浄・配水場の復旧</p> <p>試験通水 (導水・送水・配水管幹線)</p> <p>導・送・配水管幹線の復旧</p> <p>優先施設 (医療機関等) への応急対策</p> <p>第2段階応急復旧</p> <p>配水管幹線の復旧</p> <p>試験通水 (優先施設、配水支管)</p> <p>配水支管の復旧、仮設配管</p> <p>仮設給水所の設置</p> <p>第3段階応急復旧</p> <p>試験通水 (配水支管)</p> <p>仮設給水所の増設</p> <p>配水支管の応急復旧</p> <p>仮設配管</p> <p>給水装置対策</p> <p>第4段階応急復旧</p> <p>各戸1給水栓の確保</p>	<p>3 応急復旧計画 災害後の応急給水では、必要水量と供給水量とのギャップが極めて大きい。</p> <p>水道は都市基盤施設として飲料水だけでなく、生活用水、都市活動用水の供給機能を確保すべく、可能な限り早く応急復旧を進め、「配管給水」の状態に近づけるものとする。</p> <p>(1) 目標水準</p> <p>応急復旧は水道の基幹施設である取水施設、導水施設、浄水施設の早期復旧による浄水プロセスの確保、次に送水管、配水施設、配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧作業を進める。</p> <p>応急復旧作業着手後、2週間以内での応急復旧 (各戸での1給水栓の確保) を目標に作業を進める。</p>  <p>災害</p> <p>初動体制</p> <p>取・浄・配水場調査・復旧</p> <p>導・送水管調査・復旧</p> <p>配水管調査</p> <p>第1段階応急復旧</p> <p>第2段階応急復旧</p> <p>第3段階応急復旧</p> <p>第4段階応急復旧</p> <p>恒久復旧</p> <p>初動体制</p> <p>(1) 二次災害の防止</p> <p>(2) 導・送水施設、取水・浄水・配水場の被害調査・早期復旧</p> <p>(3) 被害地域の分離 (大ブロック)</p> <p>(4) 市内の被害調査 (道路、橋梁、家屋被害、水管橋等)</p> <p>第1段階応急復旧</p> <p>(1) 配水本管の試験通水</p> <p>(2) 被害地域・地区の分離 (小ブロック)</p> <p>(3) 配水本管の応急復旧</p> <p>第2段階応急復旧</p> <p>(1) 配水支管の試験通水 (優先復旧対象施設)</p> <p>(2) 配水支管の応急復旧 (優先復旧対象施設)</p> <p>(3) 仮設配管による応急通水 (優先復旧対象施設)</p> <p>第3段階応急復旧</p> <p>(1) 配水支管の試験通水</p> <p>(2) 配水支管の応急復旧</p> <p>(3) 仮設配管による応急通水</p> <p>第4段階応急復旧</p> <p>(1) 各戸1給水栓の確保</p> <p>恒久復旧</p> <p>(1) 漏水調査に基づく完全復旧</p> <p>(2) 将来計画及び復興計画等を配慮し、予防機能を強化</p>	<p>前年度6 応急復旧計画と統合 簡潔な内容に修正 第3部第1章19節給水計画に記載の内容を削除</p>	<p>水道局 経営企画部 経営管理課</p>	○	修正理由のとおり
186	3	1	28	197		<p>3 実施体制</p>	<p>削除</p>	<p>災害対策本部規定に記載の内容であるため削除</p>	<p>水道局 経営企画部 経営管理課</p>	○	修正理由のとおり

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
187	3	1	28	198	23	<p><u>4 初動体制</u> 災害の規模に応じて、非常配備体制、参集計画等の初動体制を定め、災害発生後水道対策部が設置され組織的、計画的な対策が行われるまでの間は、初動体制による初動業務を行う。</p> <p>(1) 非常配備体制 災害の規模、発生時刻等を考慮しながら、警戒配備及び非常配備に関する要綱に定められた配備内容、参集内容等に従う。</p> <p>(2) 初動業務 所属場所に参集後、各班に割り振られた初動業務を遂行する。 (中略)</p> <p>(3) 緊急措置 初動時において水道施設の二次被害の防止及び被害発生地区の分離に努め、被害拡大を防止する。</p> <p>ア 二次被害の防止措置 ・火災が発生した場合、速やかに消火活動を行う。 ・浄水処理用薬品、水管分析用薬品等の漏出防止措置を講ずる。 ・緊急遮断弁の作動状況を確認し、配水池の保有水量を確保する。 ・災害による水道の減断水の状況及び配水池の緊急遮断弁の作動状況等を消防対策部に連絡し、消火活動が適切に行われるよう配慮する。</p> <p>イ 被害発生地区の分離 被害が少なく継続して給水が可能な地区と、被害が大きく継続給水が不可能な地区を選別し、配水管のバルブ操作等により配水区域を切り離し、配水池の浄水の漏出防止を図る。</p> <p>(4) 初期被害情報の収集 初動業務で収集すべき情報として、職員に係る安否の確認及び参集状況、水道施設及び管路の被害状況、都市インフラ設備の被害状況などがある。初期の水道応急復旧における情報収集項目を次に示す。</p> <p>ア 水道施設及び管路の被害 (7) 取・浄・配水場の運転状況 (7) 配水池等の保有水量 (7) 水道施設及び管路の被害及び修理状況 (7) 二次被害の状況 イ 都市インフラ設備関係 (7) 液状化発生地域 (7) 主要道路の被害 (7) 橋梁の被害 (7) 火災発生地域 (7) 応急給水を必要とする避難所等の把握 (5) 初動体制から水道対策部への移行 災害対策本部の指令及び初動業務の進展状況を踏まえ、職員配置及び業務内容を水道対策部組織へ移行する。</p>	<p><u>2 初動体制</u> (1) 非常配備体制 災害の規模、発生時刻等を考慮しながら、警戒配備及び非常配備に関する要綱に定められた配備内容、参集内容等に従う。</p> <p>(2) 初動業務 所属場所に参集後、各班に割り振られた初動業務を遂行する。業務にあたっては、各班作成の応急対策マニュアルを参照する。 (中略)削除</p> <p>(3) 初期被害情報の収集 初動業務で収集すべき情報として、職員に係る安否の確認及び参集状況、水道施設及び管路の被害状況、都市インフラ設備の被害状況などがある。初期の水道応急復旧における情報収集項目を次に示す。</p> <p>ア 水道施設及び管路の被害 (7) 取・浄・配水場の運転状況 (7) 配水池等の保有水量 (7) 水道施設及び管路の被害及び修理状況 イ 都市インフラ設備関係 (7) 液状化発生地域 (7) 主要道路の被害 (7) 橋梁の被害 (7) 火災発生地域 (7) 応急給水を必要とする施設等の把握 (4) 緊急措置 初動時において水道施設の二次被害の防止及び被害発生地区の分離に努め、被害拡大を防止する。</p> <p>ア 二次被害の防止措置 ・火災発生時の速やかな消火活動 ・浄水処理・水管分析用薬品等の漏出防止措置 ・緊急遮断弁の作動状況確認 ・配水池の保有水量確保 ・消防対策部への連絡（水道の減断水状況、配水池の緊急遮断弁の作動状況等） 消火活動が適切に行われるよう配慮する。</p> <p>イ 被害発生地区の分離 被害が少なく継続して給水が可能な地区と、被害が大きく継続給水が不可能な地区を選別し、配水管のバルブ操作等により配水区域を切り離し、配水池の浄水の漏出防止を図る。</p>	<p>応急対策の流れに沿うよう見出しの順番を変更 簡潔な内容に修正</p>	<p>水道局 経営企画部 経営管理課</p>	○	<p>修正理由のとおり</p>
188	3	1	28	199	上11	<p>イ 総務・経理班 (中略) ・<u>マスコミ等への対応（電話、現地取材、HP掲載）</u></p>	<p>イ 総務・経理班 (中略) ・<u>広報対応（広報の内容や手段等については、第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」に準じる。）</u></p>	<p>用語整理のため</p>	<p>広報課</p>	×	<p>広報の手法ではなく、マスコミへの対応方法を記載しているため。</p>
189	3	1	28	200		<p><u>5 応急給水計画</u></p>	<p><u>6 応急給水計画</u></p>	<p>節の最後に異動</p>	<p>水道局 経営企画部 経営管理課</p>	○	<p>修正理由のとおり</p>
190	3	1	28	200		<p><u>6 応急復旧計画</u></p>	<p>削除</p>	<p>前年度2 応急対策の目標水準と統合したため削除</p>	<p>水道局 経営企画部 経営管理課</p>	○	<p>修正理由のとおり</p>

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
191	3	1	28	202	9		<p>(2) 復旧の範囲 <u>応急復旧は、各戸1給水栓程度確保するまでとする。それ以降の給水装置の復旧は所有者に委ねられる。</u></p> <p>(3) 復旧の優先順位 <u>応急復旧に際し、全体を可能な限り早く復旧することが原則であるが、被害状況や特に浸水状況等により一律に実施することは困難である。復旧計画策定にあたっては、管路被害状況やその他の被害状況を総合的に考慮して、復旧順序を決定する。</u></p> <p>ア 水道施設 <u>被災直後においては二次被害の防止対策を施し、被害状況の把握に努めなければならない。早急に浄水機能回復を図り、管路被害調査により応急復旧計画を策定する。</u> <u>管路の復旧作業は、試験通水により被害管路の切り離し・無被害管路の通水等、順次進めていく。また通水可能管路については、消火栓に仮設給水栓を接続し、応急給水拠点とする。</u></p> <p>(7) 取・浄・配水施設 <u>過去の災害事例からも、浄水施設の被害は軽微なものと思われるが、浄水施設の被害は、その後の応急給水・応急復旧におよぼす影響が大きいため、迅速に浄水機能回復をはからなければならない。</u></p> <p>(4) 導・送水管 <u>導水管が被害を受けた場合は、応急復旧を最優先に行う。また、被害が甚大な場合は河川等から直接原水を取り入れるための仮設取水設備等により、浄水処理を行う。</u> <u>送水管が被害を受けた場合は、配水池の遮断弁を閉止し、応急給水に必要な水量を確保する。配水場の機能停止が長期化しないよう、導水管同様、最優先に復旧を行う。</u></p>	前年度6 応急復旧計画と統合 簡潔な内容に修正 第3部第1章19節給水計画に記載の内容を削除	水道局 経営企画部 経営管理課	○	修正理由のとおり
192	3	1	28	202	9		<p>(9) 配水管 <u>配水管路の復旧は、被害の程度によるが、復旧計画に基づき配水池を起点とする配水本管、配水支管の順で復旧する。また、復旧計画策定にあたっては優先復旧対象施設のあるラインを考慮する。</u></p> <p>a <u>被害調査をもとに、直接給水が継続できる地域（大ブロック）と、できない地域（大ブロック）を確定する。</u></p> <p>b <u>直接給水が継続できない地域（大ブロック）については、配水本管と小ブロックを切り離し、第一に配水本管の被害箇所を特定する。この被害箇所を修理するか、使用を中止するかは幹線のバックアップ等の管網状況による。</u></p> <p>c <u>復旧した幹線を通水し、消火栓を利用した給水拠点を確保する。</u></p> <p>d <u>配水本管の通水の見通しがついた段階で、順次配水支管ブロック単位（小ブロック単位）での復旧に入る。</u></p> <p>e <u>被害の大きい小ブロックでは、優先復旧対象施設から試験通水を開始し、通水ルートと非通水ルートを確定する。</u></p> <p>f <u>通水ルートには順次仮設給水所を設置し、非通水ルートについては、応急復旧、または仮設配管の布設を進めていく。</u></p> <p>g <u>ある程度通水ルートが確保できた時点で、各戸給水へと復旧の範囲を広げる。</u></p> <p>イ 優先復旧対象施設 <u>復旧計画立案の段階で、人命の救護、さらに社会的な混乱を招かないよう、次の関係機関を優先して応急復旧を進めていく。</u></p> <p>(7) 病院等、人命に関わる医療機関</p> <p>(4) 避難所及び福祉施設</p> <p>(9) 災害対策の中核となる官公署、放送、交通網等の公益・公共機関</p> <p>(2) 銭湯等公衆衛生に関わる施設</p> <p>(4) 復旧用資機材等の手配 <u>復旧用資材は、市場ならびに関係業界との協定等により調達するものとする。また、機材等も同様に、関係業界より優先的に調達するものとする。</u></p>	前年度6 応急復旧計画と統合 簡潔な内容に修正 第3部第1章19節給水計画に記載の内容を削除	水道局 経営企画部 経営管理課	○	修正理由のとおり
193	3	1	28	203		7 応援要請	4 応援要請	番号の振り直し	水道局 経営企画部 経営管理課	○	修正理由のとおり

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
194	3	1	28	203		<p>(4) 車両・燃料等の調達 応急給水及び応急復旧等に必要な車両、<u>工作機械、ポンプ等</u>が不足する場合には速やかに関係団体及び関係業者等に支援または手配の要請を行う。また、水道対策部（水道局本局）、取水場、浄水場、配水場の非常用発電機燃料及び車両の燃料等についても、協力事業者及び他水道事業体等に緊急手配等の要請を行う。</p>	<p>(4) 車両・燃料等の調達 応急給水及び応急復旧等に必要な車両が不足する場合には速やかに関係団体及び関係業者等に支援または手配の要請を行う。また、水道対策部（水道局本局）、取水施設、浄配水施設の非常用発電機燃料及び車両の燃料等についても、協力事業者及び他水道事業体等に緊急手配等の要請を行う。</p>	簡潔な内容に修正	水道局 経営企画部 経営管理課	○	修正理由のとおり
195	3	1	28	204		<p>8 広報体制 <u>災害後の広報については、市民に対して、減断水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について広報することにより、市民の不安解消に努めるものとする。なお、広報の手段として、インターネット（ホームページ等）を活用することにより、迅速かつ詳細な情報の提供に努める。</u></p> <p>(1) 広報の流れ ア 災害対策本部事務局、各区本部及び水道対策部内の情報収集、伝達、連絡調整に関する事項は統括班が行う。 イ 報道機関等への情報提供及び市民への広報、問い合わせに関する事項は総務・経理班（広報担当）が行う。</p>	<p>5 広報体制 減断水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について広報することにより、市民の不安解消に努めるものとする。</p> <p>(1) 広報の流れ ア 災害対策本部事務局、各区本部及び水道対策部内の情報収集、伝達、連絡調整に関する事項は統括班が行う。 イ 報道機関等への情報提供及び市民への広報、問い合わせに関する事項は総務・経理班（広報担当）が行う。</p>	簡潔な内容に修正	水道局 経営企画部 経営管理課	○	修正理由のとおり
196	3	1	28	204	上 11	<p>8 広報体制 （中略）なお、<u>広報の手段としてはインターネット（ホームページ等）を活用することにより、迅速かつ詳細な情報の提供に努める。</u></p>	<p>8 広報体制 （中略）なお、<u>広報の内容や手段等については、第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」に準じる。</u></p>	市ホームページのほか、報道機関等の連携などが考えられるため（第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」で規定）	広報課	×	No. 195の修正内容に統一
197	3	1	29	208	6	<p>(1) 計画の基本方針 降雨時に運転する排水機場施設は<u>農地の湛水を防除し、</u>・・・、早期の復旧が必要である。</p>	<p>(1) 計画の基本方針 降雨時に運転する排水機場施設は<u>農地や住宅、公共施設等の湛水を防除し、</u>・・・、早期の復旧が必要である。</p>	農業用排水機場の一般的な役割を記載すべき。文書後段の生活雑排水の排水とは枠割は別です。	新潟地域振興局巻農業振興部	×	節の構成見直しにより、該当箇所の表記が削除となったため

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
198	3	1	29	208	7	<p>2 農業用施設応急対策 <small>(北區、南區、南區、蒲原、田原、田原通江、田原、升田、越前、田木山川、由通、東部、表坂、西村園、東村、龜山、鮫川、水田)</small></p> <p>(1) 計画の基本方針 降雨時に運転する排水機場施設は農地の逓水を防止し、又、一部の区域の生活被排水をも排水することから、災害時における排水機場の故障は農作物、被災者の生活に大きな影響を与えるため、早期の復旧が必要である。</p> <p>(2) 非常配備体制の確立 ア 農田原土地改良区内排水機場（本所、藏前）の水利施設総合管理システムの活用 イ 西蒲原土地改良区内排水機場（田原通江、田原、升田、越前、田木山川、由通）の水利施設総合管理システムの活用 ウ 農林水産部農林水産部、各區本部、県、北陸地方整備局阿賀野川河川事務所、信濃川下流河川事務所、各排水機場運転委託事業者、排水機場管理委託業者との非常配備体制の確立 エ 応急工事に必要な建設資材及び重機械、車両等の確保について関連業者等との体制確立</p> <p>(3) 初動対策 ア 施設内外の危険箇所への立ち入り規制などの緊急防護措置。 イ 機械故障やその他の施設についての再点検および破損箇所の機能回復措置。 ウ 常時運転の排水機場、他の機械との連結調整。 エ 土地改良区、農協、北蒲原等関係機関・団体に対する協力要請。 オ 応急ポンプの設置</p> <p>(4) 調査、情報の収集 ア 農地災害状況調査および情報の収集 イ 排水機場、排水路等の状況調査および情報の収集 ウ 電気、通信施設の状況調査および情報の収集 エ 道路及び河川の状況調査および情報の収集 オ 田、圃の施設の情報収集を行う。</p> <p>(5) 広報活動 被害状況、復旧方針、復旧状況など住民に対する情報の提供。 <small>(排水機場位置図を資料編 図3-1-29-1 に示す。)</small></p> <p>(6) 応急対策体制の概念図</p>	<p>「下水道施設等」の「等」の文字の削除及び2 農業用施設応急対策を削除</p>	<p>本節から「農業用施設応急対策」の削除に伴う文言の整理。農業用施設については第30節として、「農地・農業用施設・・・」を新たに追加。</p>	<p>農村整備・水産課</p>	○	<p>修正理由のとおり</p>
199	3	1	29	208	下2	<p>(5) 広報活動 (中略) <u>住民に対する情報の提供。</u></p>	<p>(5) 広報活動 (中略) <u>市民への広報を行う。</u></p>	<p>用語定義が曖昧なためく市民への情報伝達は「広報」に統一→</p>	<p>広報課</p>	×	<p>該当箇所が削除となったため</p>
200	3	1	29	208	2	-	<p>・概念図に注意書きを追記 ※ 業務継続計画が発動した場合は、下水道対策部として対応する。</p>	<p>業務継続計画が発動した場合、北下水道分室と秋葉下水道分室は、区本部ではなく、下水道対策部となることを周知するため</p>	<p>下水道計画課</p>	○	<p>修正理由のとおり</p>
201	3	1	29	208		<p>「応急対策体制の概念図」中、 「区本部（北区、秋葉区、南区の下水道班）」</p>	<p>「応急対策体制の概念図」中、 「区本部（北区、秋葉区の下水道班）」</p>	<p>南区の下水道班は存在せず（R元年度末で廃止）</p>	<p>西部地域下水道事務所</p>	○	<p>修正理由のとおり</p>
202	3	1	30	210			<p>別添のとおり</p>	<p>脱漏と農林水産省で新規事業創設に伴う採択要件のため第30節として「農地・農業施設・・・」を追加</p>	<p>農村整備・水産課</p>	○	<p>修正理由のとおり 【別添5】</p>

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
203	3	1	30	210		<p>6 農地農業用施設等の被害状況把握及び報告</p> <p>(1) 農林水産班及び各区本部は、大規模な災害が発生するおそれがある場合、直ちに各所管課で定める被害調査計画を編成し、農地農業用施設等の被害状況を農林水産班等の協力を得ながら、速やかに把握する。</p> <p>(2) 農地農業用施設等の施設管理者は、災害による被害が発生した場合、直ちにネットワークを実施し、各所管の主要情報等を緊急に報告を行う。その際にも危険箇所が認められるときは、市(農林水産班及び各区本部)及び関係機関等へ連絡するとともに付近住民に対する避難のための指示・指示等適切な避難誘導を実施するものとする。</p> <p>(3) 各区本部は把握した被害状況をそれぞれの本庁所管課へ報告し、本庁所管課に所管する被害については農林水産班(農林政策課長)へ報告をこなう。農林水産班(農林政策課長)は被害状況をとりまとめ、災害対策本部事務局に報告するとともに(農地農業用施設等)の被害状況把握(図録)に基づき、早急に対応する。</p> <p>なお、各区本部においては各区本部事務局へも被害状況を報告する。</p> <p>7 農地農業用施設等の緊急対策及び応急対策</p> <p>(1) 農地のたん水排除 河川等の状態により生じたたん水を排除するため、堰や土盛り施設、水門扉等と連携を図りながら応急排水切りや排水作業、仮排水路工事等を行う。</p> <p>(2) 排水機等の運転作業 災害発生とともに機械設備等の修理等を速やかに行うとともに、被災箇所については機体回復のための応急工事を行い、排水処理の安全を図る。 また、排水を行う場合は排水機等と並行に灌漑を図るとともに、必要により土盛り施設等の関係施設の協力を得て運転の管理にあたる。</p> <p>(3) 農業用施設等の応急工事 農業用施設の新築や農道等のたん水被害を最小限に食い止めるため、関係団体の協力を得るとともに、被災した施設の被害拡大防止や機体の一時回復を図るための応急工事を速急に実施する。</p>	<p>別添のとおり 第30節を第32節に変更、6及び7削除</p>	<p>インフラの応急対策計画から産業に係る応急対策として第32節に変更。削除した6及び7の内容は、第30節として「農地・農業用施設・・・」内で整理</p>	<p>農村整備・水産課</p>	○	<p>修正理由のとおり 【別添6】 節の追加場所は全体の校正により変動の場合あり</p>
204	3	1	30	212	22	<p>6 農地農業用施設等の被害状況把握及び報告</p> <p>(2) 農地農業用施設等の施設管理者は、・・・緊急点検を行う。その際に危険箇所が認められるときは、<u>市(農林水産班及び各区本部)及び関係機関等へ連絡するとともに付近住民に対する避難のための勧告・指示等適切な避難誘導を実施するものとする。</u></p>	<p>6 農地農業用施設等の被害状況把握及び報告</p> <p>(2) 農地農業用施設等の施設管理者は、・・・緊急点検を行う。その際に危険箇所が認められるときは、<u>市(農林水産班及び各区本部)及び関係機関等へ連絡する。二次災害のおそれのある場合には速やかに適切な避難誘導等を実施する。</u></p>	<p>「勧告」「指示」の文言は市町村が発令すべき避難情報と同じのため誤解を招く可能性がある。施設管理者(新潟県)の役割である避難誘導等の記載は新潟県地域防災計画記載のとおりとした。</p>	<p>新潟地域振興局巻農業振興部</p>	×	<p>No. 203の修正内容に統一</p>
205	3	1	30	214	下10	<p>11 林産物及び林業関係施設の緊急対策及び応急対策</p> <p>(1) 二次災害防止のための緊急対策(中略)</p> <p>ア(前略)迅速・的確な住民避難及び交通規制等の措置(広報対策を含む)</p>	<p>11 林産物及び林業関係施設の緊急対策及び応急対策</p> <p>(1) 二次災害防止のための緊急対策(中略)</p> <p>ア(前略)迅速・的確な住民避難及び交通規制等の措置(広報対策を含む)</p>	<p>広報はいわば行政責任であり、対策という用語使用は不適切と考えられるため</p>	<p>広報課</p>	○	<p>修正理由のとおり</p>
206	3	1	32	218	上7	<p>2 食料、生活関連物資の安定供給対策(中略)</p> <p>(2) 被害状況調査及び要請内容等の情報提供(前略) <u>住民に情報提供するものとする。</u></p>	<p>2 食料、生活関連物資の安定供給対策(中略)</p> <p>(2) 被害状況調査及び要請内容等の <u>市民への広報(前略) 市民への広報を行う。</u></p>	<p>用語定義が曖昧なためく市民への情報伝達は「広報」に統一→</p>	<p>広報課</p>	×	<p>No. 4のとおり</p>

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
207	3	1	33	221	25	1 学校教育対策 (3)災害発生後に学校が行う措置 エ 避難所開設及び運営の協力 (イ)避難所の優先順位 避難所には、浸水深等を考慮した上、体育館、集会室、普通教室などを優先的に充てるものとし、校長室、職員室、保健室、放送室、図書室、コンピューター室、給食室等は、原則として避難所としては使用しない。	1 学校教育対策 (3)災害発生後に学校が行う措置 エ 避難所開設及び運営の協力 (イ)避難所の優先順位 避難所には、浸水深等を考慮した上、体育館、 <u>普通教室、会議室、避難者を受け入れ可能な特別教室</u> などを優先的に充てるものとし、校長室、職員室、保健室、放送室、図書室、 <u>給食室、避難者の受け入れに適さない特別教室(コンピューター室等)</u> などは、原則として使用しない。	第3部第1章第10節「避難及び避難所計画」に表現を合わせるため修正	危機管理防災局防災課	○	修正理由のとおり
208	3	1	33	223	上4	2 生涯学習施設、文化施設及び体育施設の応急対策(中略) (5) 臨時休館等 (中略) 臨時休館や開館時間の短縮等の措置を講ずる。	2 生涯学習施設、文化施設及び体育施設の応急対策(中略) (5) 臨時休館等 (中略) 臨時休館や開館時間の短縮等の措置を講じ、 <u>その概要について広報を行う(広報の内容や手段等については、第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」に準じる。)</u> 。	市民の関心事と思われる事項についての広報が示されていないため	広報課	○	修正理由のとおり ※一部修正 広報の内容や手段等⇒広報の手段等
209	3	1	33	223	223	3 文化財の応急対策 文化財の応急対策については、次の措置を実施する。 (1) <u>所有者又は管理者は、文化スポーツ対策部に被災状況を報告する。</u>	3 文化財の応急対策 文化財の応急対策については、次の措置を実施する。 (1) 所有者又は管理者は、 <u>区本部又は文化スポーツ対策部に被災状況を報告する。文化スポーツ対策部は区本部に被災状況の照会を行い、区本部は把握している被災状況について報告する。</u>	文化財の被災状況報告については、一部を除き原則として区への報告後に区より歴史文化課へ報告がなされる体制のため。	歴史文化課	○	修正理由のとおり
210	3	1	34	224	11~	なお、新潟市災害ボランティア情報センターの設置及び運営にあたっては、新潟県社会福祉協議会・新潟県災害ボランティア調整会議との協力体制を構築する。	なお、新潟市災害ボランティア情報センターの設置及び運営にあたっては、 <u>感染症への対応を徹底するとともに</u> 、新潟県社会福祉協議会・新潟県災害ボランティア調整会議との協力体制を構築する。	新型コロナ禍における、災害ボランティアセンターの運営に対応するため。	新潟市社会福祉協議会	○	修正理由のとおり
211	3	1	34	224	20~	区災害ボランティアセンターでは、新潟市災害ボランティア情報センター等と連携を取りながら以下の活動を行う。	区災害ボランティアセンターでは、 <u>感染症への対応を徹底するとともに</u> 、新潟市災害ボランティア情報センター等と連携を取りながら以下の活動を行う。	新型コロナ禍における、災害ボランティアセンターの運営に対応するため。	新潟市社会福祉協議会	○	修正理由のとおり
212	3	1	35	226	30	滅失世帯＝(全壊・全焼・流失)＋(半壊・半焼×1/2)＋(床上浸水等×1/3)	削除	不適切な書き方であるため。説明文の内容で理解は足りるため。	危機管理防災局防災課	○	修正理由のとおり

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
213	3	2	2	232	上 3	3 危険度判定制度の 住民 に対する広報 (中略) 市民の理解を得られるよう 周知を図る 。	3 危険度判定制度の 市民 に対する広報 (中略) 市民の理解を得られるよう 広報を行う。なお、 広報の内容や手段等については、第3部第1章第9 節「災害広報・広聴計画」に準じる。	用語定義が曖昧なため 市民への情報伝達は「広 報」に統一→	広報課	×	No.4のとおり
214	3	2	3	233	1	河川敷設等は、日常生活での生命の安全と財産の保全 を目的とする とともに、…	下線部削除	文章整理	危機管理防 災局	○	修正理由のとおり
215	3	2	3	233	38	(2) 応急対策 エ 海岸応急対策 (ウ) 被災地 の 巡視 等危険防止のための監視	・被災地⇒被災箇所 ・巡視⇒巡回	文言修正	危機管理防 災局	○	修正理由のとおり
216	3	3	2	238	3	実施担当 災害対策本部事務局 こども未来対策部 福祉対策部 建築対策部 土木対策部 消防対策部 各区本部	実施担当 災害対策本部事務局 こども未来対策部 環境対策部 福祉対策部 都市政策対策部 土木対策部 消防対策 部 教育対策部 各区本部	配備体制の見直しのため	危機管理防 災局危機対 策課 他	○	修正理由のとおり
217	3	3	2	238	17	市民の除雪に対する意識の高揚と自発的な除雪の推進 を図るため、次の	地域の人たちのお互いの思いやりと助け合いの心を育 むため	覚書の内容と一致させる ため ※R2修正依頼済み、再掲	新潟市社会 福祉協議会	○	修正理由のとおり
218	3	3	2	238	19 ～ 22	(ア) バス停付近の除雪 (イ) 横断歩道の除雪 (ウ) 通学路の除雪 (エ) ゴミステーションの除雪	(ア) バス停付近 等 の除雪 (イ) 横断歩道 付近等 の除雪	覚書の内容と一致させる ため ※R2修正依頼済み、再掲	新潟市社会 福祉協議会	○	修正理由のとおり
219	3	3	2	238		2 豪雪対策 (1) 災害警戒本部及び災害対策本部の設置 ア 災害警戒本部の設置 市内にある気象庁アメダス観測点のいずれかで積雪 が100センチメートル※1を超えた場合、または、積 雪により市民生活に重大な影響が予想される場合、災 害警戒本部を設置する。	2 豪雪対策 (1) 災害警戒本部及び災害対策本部の設置 ア 災害警戒本部の設置 危機管理監は、市域において大雪による災害が発生 し、又は発生するおそれがある場合、災害に対する警 戒のため災害警戒本部を設置することができる。	新潟県地域防災計画（個 別災害対策編）【令和3 年6月】P.5では、過年度 までの積雪深による数値 的判断から、発生事象に よる柔軟な判断へと変更 されている。 市計画においても同様に 柔軟な判断が出来るよ う、内容を変更。 新たな記載内容は、本編 P109を基に作成。	土木部 土木総務課	○	気象庁アメダス観測点の一部の区 には存在しないこと。また、過去の 積雪によっては、大雪でなくとも 基準に該当する恐れがあること。 以上のことから修正する。

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
220	3	3	2	238		<p>2 豪雪対策 (1) 災害警戒本部及び災害対策本部の設置 イ 災害対策本部の設置 市内にある気象庁アメダス観測点のいずれかで積雪が200センチメートル※2を超えた場合、または、積雪により市民の生命、身体及び財産に甚大な被害が予想される場合、災害対策本部を設置する。</p>	<p>2 豪雪対策 (1) 災害警戒本部及び災害対策本部の設置 イ 災害対策本部の設置 市長は、市域において豪雪による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、災害対策本部を設置し、災害に即応できる組織を編成する。</p>	<p>新潟県地域防災計画（個別災害対策編）【令和3年6月】P.5では、過年度までの積雪深による数値的判断から、発生事象による柔軟な判断へと変更されている。 市計画においても同様に柔軟な判断が出来るよう、内容を変更。 新たな記載内容は、本編P110を基に作成。</p>	<p>土木部 土木総務課</p>	○	<p>気象庁アメダス観測点の一部の区には存在しないこと。また、過去の積雪によっては、大雪でなくとも基準に該当する恐れがあること。 以上のことから修正する。</p>
221	3	3	2	239	31	<p>雪害対策計画 (新設)</p>	<p>(3) 不要・不急の道路利用を控える周知 集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努めるものとする。</p>	<p>中央防災会議・防災基本計画の修正案を反映</p>	<p>新潟国道事務所</p>	○	<p>修正理由のとおり</p>
222	3	3	2	239	44	<p>(新設)</p>	<p>(5) 情報の収集及び発信 関係対策部は雪害による市内の影響を把握するとともに、各種広報手段により住民への周知を図る。</p>	<p>情報の収集及び発信を強化するため</p>	<p>危機管理防災局危機対策課</p>	○	<p>修正理由のとおり</p>
223	3	4	1	244	3	<p>ア 大津波警報・津波警報・津波注意報 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。 ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。</p>	<p>ア. 大津波警報・津波警報・津波注意報 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。 ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。</p>	<p>より適切に修正</p>	<p>新潟地方気象台</p>	○	<p>修正理由のとおり</p>

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
224	3	4	1	244		ア 大津波警報・津波警報・津波注意報 津波注意報 想定される被害と取るべき行動 …人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。 <u>海水浴や磯釣りは危険なので行わない。</u> …	下線部削除	不要記載の削除	危機管理防災局	○	修正意見のとおり
225	3	4	1	244	表	大津波警報 (※1) 発表される津波の高さ (※2)	大津波警報 (注1) 発表される津波の高さ (注2)	表の直後の※で表とは独立した内容の記載があるため、混同しないように、表の脚注用の記号を※から注にかえる。	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
226	3	4	1	245	2～5	(※1) 大津波警報を特別警報に位置づけている。 (注) 「津波の高さ」とは、津波に～(以下略)～。 (※2) 津波警報等の留意事項	(注1) 大津波警報を特別警報に位置づけている。 (注2) 「津波の高さ」とは、津波に～(以下略)～。 <u>※</u> 津波警報等の留意事項	それぞれの説明内容と脚注番号をあわせる。また、留意事項は表とは別の内容なので、1行あける。	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
227	3	4	1	245	4	(※2) 津波警報等の留意事項等 (7) 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。 (イ) 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合がある。 (ウ) 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。	(ウ) の下に下記項目を追記してください。 (エ) <u>どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。</u> (オ) <u>大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。</u>	より適切に修正	新潟地方気象台	△	(エ) のみ追記する。 (オ) は当市の運用と相違がある。
228	3	4	1	245	表	表「津波情報の種類と発表」と注釈	別添ファイルに差替え願います。	より適切に修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり 【別添7】

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
229	3	4	1	246	1	<p>(ア) 沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第一波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。</p> <p>(イ) 最大波の観測値及び推定値については、<u>観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</u></p> <p>(ウ) ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、<u>予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。</u></p>	<p>(ア) 沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第一波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。</p> <p>(イ) 最大波の観測値及び推定値については、<u>沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</u></p> <p>(ウ) ただし、沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、<u>津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</u></p>	より適切に修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
230	3	4	1	246	13	<p>イ 津波情報</p> <p><u>大津波警報・津波警報・注意報を発表した場合には、以下の内容が発表される。</u></p>	<p>イ 津波情報</p> <p><u>気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。</u></p>	より適切に修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
231	3	4	1	246	表	<p>沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容</p>	<p>沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値（注））の発表内容</p>	<p>表の直後の※が留意事項の見出し記号で使われており、混同される可能性があるため、脚注説明用の記号を修正</p>	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
232	3	4	1	246	表		<p><u>注 沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</u></p>	<p>観測値及び沿岸での推定値の説明の記載がないので表の下に追記</p>	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
233	3	4	1	246	21	<p>(イ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。</p>	<p>(イ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。</p>	<p>情報名と情報の内容の説明の間が改行されていない。</p>	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
234	3	4	1	247	表		ウ 津波予報の表の下に下記注釈を追記 (注)「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)で発表される。	より適切に修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
235	3	4	1	247	表	エ 地震情報の種類の表	別添ファイルに差替え願います。	より適切に修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり 【別添8】
236	3	4	1	248	表	オ 地震活動に関する解説資料等の表	別添ファイルに差替え願います。また、表の注釈を削除 ※地震解説資料(速報版)はホームページでの発表をしていない。	より適切に修正 地震解説資料(速報版)はR3.2から気象庁HPで公表しています。	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり 【別添9】
237	3	4	1	249	8	※緊急地震速報とは 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域(新潟県上越、新潟県中越、新潟県下越、新潟県佐渡の4区分)に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。 <u>日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置付けられる。</u> 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。	キ 緊急地震速報 ・気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域(新潟県上越、新潟県中越、新潟県下越、新潟県佐渡の4区分)に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。 <u>また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報(予報)を発表する。なお、緊急地震速報(警報)のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。</u> ・気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会(NHK)に伝達する。 <u>また、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)経路による市区町村の防災無線等を通して住民に伝達する。</u> <u>注)緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。</u>	より適切に修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
238	3	4	1	249	表	(3) 地震及び津波警報等発表の流れの系統図	別図に差替えをお願いします。	最新版に修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり 【別添10】

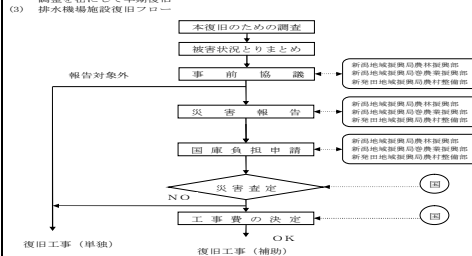
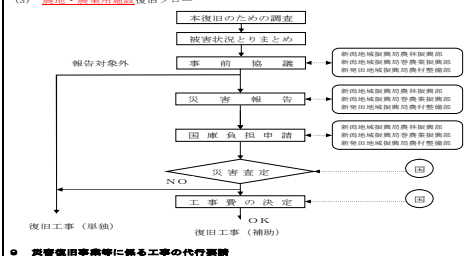
(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
239	3	4	1	250	24	第3部第4章第2節「避難及び避難所計画」に定める避難指示 <u>(緊急)</u> 等の	第3部第4章第2節「避難及び避難所計画」に定める避難指示等の	文言修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
240	3	4	1	250	下6	3 沿岸住民等への <u>情報伝達</u> (前略) 避難指示 (緊急) 等の伝達手段に準じて沿岸住民等への津波に関する <u>情報を伝達する。</u> (後略)	3 沿岸住民等への <u>広報</u> (前略) 避難指示 (緊急) 等の伝達手段に準じて沿岸住民等への津波に関する <u>広報を行う。</u> (後略)	同上	広報課	×	No.4のとおり
241	3	4	2	252	9以降	1 避難指示 <u>(緊急)</u>	1 避難指示	文言修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
242	3	4	2	252	上15	(4) <u>伝達手段</u> ア 災害対策本部による避難広報 災害対策本部は、 <u>ホームページ、こいがた防災メール、緊急速報メール、サイレン、警鐘、同報無線、緊急告知FMラジオ及び広報車等利用可能なあらゆる広報手段により、住民等に対して速やかに情報を伝達する。</u> (後略)	(4) <u>広報手段</u> ア 災害対策本部による避難広報 災害対策本部は、 <u>実行可能な広報手段により、住民などに対して速やかに広報を行う。なお、広報の内容や手段等については、第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」に準じる。</u> (後略)	例示された広報手段は全て第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」に網羅されているため	広報課	×	No.4のとおり
243	4		1	257	1	<u>各種被災者支援策を実施する場合、当該災害によって被災した証明が必要となることから、被災者から申請があったときは、遅滞なく住家の被害状況を調査し、罹災証明書を交付する。</u>	<u>災害によって住家が被災した場合、被災者生活再建等を旨指すため、被災した証明が必要となることから、被災者から申請があったときは、遅滞なく住家の被害状況を調査し、罹災証明書を交付する。</u>	より適切な表現に修正	危機管理防災局危機対策課	○	修正理由のとおり
244	4	-	1	257	上17	4 被害認定調査実施及び罹災証明書交付の <u>周知</u>	4 被害認定調査実施及び罹災証明書交付の <u>広報</u>	用語定義が曖昧なため<市民への情報伝達は「広報」に統一>	広報課	×	No.4のとおり
245	4		2	263	24	(6) <u>母子寡婦福祉資金</u> の貸付 (イ) 償還期間： <u>7年以内</u>	(6) <u>母子父子寡婦福祉資金</u> の貸付 償還期間は据置期間経過後7年間となるのか。	時点修正	危機管理防災局	○	修正理由のとおり。 据置期間経過後となる。 以下のとおり追記する。 <修正文案> 償還期間：据置期間経過後7年以内

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
246	4	-	2	263	下11	(7) 災害復興住宅融資 (中略) 災害復興住宅融資を受けることができることから、制度や借入れ手続きの方法などについて、 <u>周知を図る。</u>	(7) 災害復興住宅融資 (中略) 災害復興住宅融資を受けることができることから、制度や借入れ手続きの方法などについて、 <u>広報を行う。</u>	後段の周知については265頁の広報でその内容を定めているため	広報課	×	No.4のとおり
247	4		2	265	22	(1)減免 災害により被災した <u>納税</u> 義務者に対し…	・国民健康保険「料」なのに「納税」という表現は不適切	文言修正	危機管理防災局	○	修正理由のとおり <修正文案> 納付義務者
248	4	-	2	265	下14	6 <u>住民</u> への支援制度等の <u>周知</u> ・広報、相談窓口等の設置について (1) 支援制度等の広報 災害対策本部事務局(中略)は、災害により被災者に対する各種支援制度・施策等を実施する場合、 <u>次のような広報手段により住民への周知を図る。</u> <u>ア テレビ・ラジオなどの放送、新聞広報等(各種報道機関と協力して実施する)</u> <u>イ 広報車、広報紙(臨時号を発行するなどして対応する)</u> <u>ウ 同報無線、ケーブルテレビ等の地域型放送手段によるもの</u>	6 <u>市民</u> への支援制度等の <u>広報</u> 、相談窓口等の設置について (1) 支援制度等の広報 災害対策本部事務局(中略)は、災害により被災者に対する各種支援制度・施策等を実施する場合、 <u>その概要について広報を行う。なお、広報の内容や手段等については、第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」に準じる。</u>	例示された広報手段は第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」に網羅されているため	広報課	△	<修正文案> (中略) 施策等を実施する場合、住民への周知を図る。なお、広報の手段等については、第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」に準じる。
249	4	-	2	266	上1	(3) 相談窓口等開設の <u>周知</u> 災害により相談窓口等を設置した時は、 <u>各種広報手段により(上記(1) ア〜ウ参照)等により、住民に開設の周知を図る。</u>	(3) 相談窓口等開設の <u>広報</u> 災害により相談窓口等を設置した <u>場合、その概要について広報を行う。なお、広報の内容や手段等については、第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」に準じる。</u>	265頁(1)の表記との整合させるため	広報課	○	修正理由のとおり ※一部修正 広報の内容や手段等⇒広報の手段等
250	4		2	266	4	7 義援金・ <u>義援物資</u> 配分計画		より適切に修正	危機管理防災局	○	文言は誤りではないが、一般的に普及している「救援物資」という文言へ修正 義援物資⇒救援物資
251	4		3	267	30 ~ 34	3 公共土木施設災害復旧事業 <u>被災した公共土木施設の復旧は…事業を優先して行うものとする。</u> (1) …	(削除)	節冒頭の文章と重複しているため	危機管理防災局	○	修正理由のとおり <修正文言> 3 公共土木施設災害復旧事業 (削除) 復旧にあたっては、被害の状況に応じ…

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
252	4		3	270	1	8 農業用施設復旧事業（本所、蔵岡、南浜、濁川、旧広通江、田潟、升潟、鑑潟、旧木山川、曲通、東部、葛塚、両村囲、須戸、飯山、鮭川、水田）	順序を区毎にした方が良いのでは	より適切に修正	危機管理防災局	×	No. 253の修正内容に統一
253	4		3	270		<p>● 農業用施設復旧事業（本所、蔵岡、南浜、濁川、旧広通江、田潟、升潟、鑑潟、旧木山川、曲通、東部、葛塚、両村囲、須戸、飯山、鮭川、水田）</p> <p>(1) 復旧対策の方針</p> <p>ア 農業用施設の被害及び農地の浸水被害を最小限に抑える。</p> <p>イ 人的災害につながる二次災害の発生を防止を優先する。</p> <p>ウ 復旧を適切に実施するため、的確な被害状況調査</p> <p>(2) 復旧対策</p> <p>ア 施設全体の被害状況の把握</p> <p>イ 二次災害の発生を防止工事</p> <p>ウ 施設の緊急復旧工事、応急復旧工事</p> <p>エ 本復旧は農作物の作付時期等を踏まえて土地改良区、農協、農家組合、他関係機関との調整を密にして早期復旧</p> <p>(3) 排水機場施設復旧フロー</p>  <p>● 災害復旧事業等に係る工事の代行要請</p> <p>特定大規模災害等により行政機能が低下した場合、以下の災害復旧事業等に係る工事について、新潟県知事に対し代行を要請する。</p> <p>ア 漁港</p> <p>イ 道路</p> <p>ウ 空港</p> <p>エ 海岸保全施設</p> <p>オ 公共下水道</p> <p>カ 河川</p> <p>キ 農用施設</p>	<p>● 農業用施設復旧事業</p> <p>(1) 復旧対策の方針</p> <p>ア 農業用施設の被害及び農地の浸水被害を最小限に抑える。</p> <p>イ 人的災害につながる二次災害の発生を防止を優先する。</p> <p>ウ 復旧を適切に実施するため、的確な被害状況調査</p> <p>(2) 復旧対策</p> <p>ア 施設全体の被害状況の把握</p> <p>イ 二次災害の発生を防止工事</p> <p>ウ 施設の緊急復旧工事、応急復旧工事</p> <p>エ 本復旧は農作物の作付時期等を踏まえて「国庫」土地改良区、農協、農家組合、他関係機関との調整を密にして早期復旧</p> <p>(3) 農地・農業用施設復旧フロー</p>  <p>● 災害復旧事業等に係る工事の代行要請</p> <p>特定大規模災害等により行政機能が低下した場合、以下の災害復旧事業等に係る工事について、新潟県知事に対し代行を要請する。</p> <p>ア 漁港</p> <p>イ 道路</p> <p>ウ 空港</p> <p>エ 海岸保全施設</p> <p>オ 公共下水道</p> <p>カ 河川</p> <p>キ 農用施設</p>	前述に伴う字句の追加・修正	農村整備・水産課	○	修正理由のとおり
254	5	-	2	288	下5	(2) 住民に対する広報	(2) 市民への広報	用語整理のため	広報課	○	修正理由のとおり
255	5	-	2	302	下5	(2) 住民に対する広報	(2) 市民への広報	用語整理のため	広報課	○	修正理由のとおり
256	6	1	3	304	17	(4) 新潟港排出油等防除協議会との連携 新潟港及びその周辺に大量の油等が流出した場合、市は、新潟港排出油等防除協議会（事務局：新潟海上保安部警備救難課）からの要請に基づき、同協議会と十分に防除勝枝同党を行うものとする。	(4) 新潟県東部排出油等防除協議会との連携 新潟港及びその周辺に大量の油等が流出した場合、市は、新潟県東部排出油等防除協議会（事務局：新潟海上保安部警備救難課）からの要請に基づき、同協議会と十分に防除勝枝同党を行うものとする。	組織改編による組織名変更のため	新潟海上保安部	○	修正理由のとおり

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
257	6	-	2	314	下2	(キ) 海上交通の安全確保 a 船舶への災害情報の広報・ <u>周知</u>	(キ) 海上交通の安全確保 a 船舶への災害情報の広報	用語整理のため	広報課	×	No.4のとおり
258	6	-	2	315	下2	ウ 地域住民に対する避難勧告・指示（緊急） 市長は、地域沿岸の住民に被害が及ぶと判断される <u>ときは、報道機関、同報無線、サイレン、広報車等により</u> 避難の勧告及び指示を行うものとする。なお、避難の勧告及び指示（緊急）については、（後略）。	ウ 地域住民に対する避難勧告・指示（緊急） 市長は、地域沿岸の住民に被害が及ぶと判断される場合は、 <u>第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」に準じる広報の内容や手段等により</u> 、避難の勧告及び指示を行うものとする。なお、避難の勧告及び指示（緊急）については、（後略）。	例示された広報手段は第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」に網羅されているため	広報課	×	No.4のとおり
259	6	-	2	316	18	消火、 <u>援助</u> 及び救護を行う。	消火、 <u>救助</u> 及び救護を行う。	文言修正	消防局 警防課 防災救助係	○	修正理由のとおり
260	6	-	3	320	下5	ウ 地域住民に対する避難勧告・指示（緊急） 市長は、地域沿岸の住民に被害が及ぶと判断される <u>ときは、報道機関、同報無線、サイレン、広報車等により</u> 避難の勧告及び指示を行うものとする。なお、避難の勧告及び指示（緊急）については、（後略）。	ウ 地域住民に対する避難勧告・指示（緊急） 市長は、地域沿岸の住民に被害が及ぶと判断される場合は、 <u>第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」に準じる広報の内容や手段等により</u> 、避難指示（緊急）を行うものとする。なお、避難の勧告及び指示（緊急）については、（後略）。	例示された広報手段は第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」に網羅されているため	広報課	×	No.4のとおり
261	6	-	6	331	下5	ウ 地域住民に対する避難勧告・指示 市長は、地域沿岸の住民に被害が及ぶと判断される <u>ときは、報道機関、サイレン、広報車等により</u> 避難指示（緊急）を行うものとする。なお、避難の勧告及び指示（緊急）については、（後略）。	ウ 地域住民に対する避難勧告・指示 市長は、地域沿岸の住民に被害が及ぶと判断される場合は、 <u>第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」に準じる広報の内容や手段等により</u> 、避難指示（緊急）を行うものとする。なお、避難の勧告及び指示（緊急）については、（後略）。	例示された広報手段は第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」に網羅されているため	広報課	×	No.4のとおり
262	6	-	7	334	上12	(2) 市による応急対策 (中略) また、市民に対し、適時適切な <u>情報提供</u> を行うことにより、（後略）	(2) 市による応急対策 (中略) また、市民に対し、適時適切な <u>広報</u> を行うことにより、（後略）	用語定義が曖昧なため 市民への情報伝達は「広報」に統一>	広報課	○	修正理由のとおり

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
263	6	-	8	339	上18	(6) 市民等への的確な情報伝達体制の整備 ア 情報伝達手段の整備等 市は、複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に発信できるよう災害情報伝達手段などの整備を図る。 (中略) ウ 情報伝達困難者等に対する情報伝達体制の整備	(6) 市民等への的確な広報体制の整備 ア 広報手段の整備等 市は、複合災害における広報体制を確保するとともに、的確な広報を常にできるよう災害広報手段などの整備を図る。 (中略) ウ 広報困難者等に対する広報体制の整備	用語定義が曖昧なため 市民への情報伝達は「広報」に統一	広報課	×	No.4のとおり
264	6		8	342	10	放射性物質の放出等に伴う放射線被ばくから地域住民等を防護するため、状況に応じ、市民及び一時滞在者等に対して屋内退避・避難等の措置を講ずる	市は、放射性物質の放出等に伴う放射線被ばくから地域住民等を防護するため、状況に応じ、市民及び一時滞在者等に対して屋内退避・避難等の措置を講ずる	主語がないため	秘書課	○	修正理由のとおり
265	6	-	8	342	上23	(イ) 屋内退避・避難等の周知及び指導 市は、市民及び一時滞在者の避難が確実に行われるよう、屋内退避・避難等の指示等の周知及び（後略）	(イ) 屋内退避・避難等の広報及び指導 市は、市民及び一時滞在者の避難が確実に行われるよう、屋内退避・避難等の指示等の広報及び（後略）	用語定義が曖昧なため 市民への情報伝達は「広報」に統一	広報課	×	No.4のとおり
266	6		8	342	38	なお、市長は、屋内退避者の生活支援に努めるとともに、大気中の放射性物質の濃度等から長期化が予想される場合には、屋内非難が長引くことによる市民等への影響を考慮し、避難先について、国、県と調整する。	なお、市は、屋内退避者の生活支援に努めるとともに、大気中の放射性物質の濃度等から長期化が予想される場合には、屋内非難が長引くことによる市民等への影響を考慮し、避難先について、国、県と調整する。	国、県と調整するのは「市長」ではなく「市」であるため	秘書課	○	修正理由のとおり
267	6		8	343	1	また、市長は、要配慮者や自家用車両等の利用が困難な市民等については、市及び県が手配する公共輸送機関及び自衛隊等により輸送を行う	また、市は、要配慮者や自家用車両等の利用が困難な市民等については、市及び県が手配する公共輸送機関及び自衛隊等により輸送を行う	輸送を行うのは「市長」ではなく「市」であるため	秘書課	○	修正理由のとおり
268	6	-	8	343	上14	(カ) 避難の実施における関係機関の連携 a (中略) b 市は、(中略)市民等に周知する。 c 市は、(中略)市民等に周知する。	(カ) 避難の実施における関係機関の連携 a (中略) b 市は、(中略)市民等に広報する。 c 市は、(中略)市民等に広報する。	用語定義が曖昧なため 市民への情報伝達は「広報」に統一	広報課	×	No.4のとおり

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

No.	部	章	節	ページ	行	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
269	6	1	8	343	30	c 市は要配慮者に向けた情報の提供に十分配慮する。	c 市は要配慮者に向けた情報の提供に十分配慮する。 <u>D新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下においては、感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</u>	国防災基本計画の反映	保健管理課	○	修正理由のとおり
270	6	-	8	344	上20	(エ) 物資供給の広報 市は、県と協力し、屋内退避・避難者に対して、 <u>物資の供給場所、供給時間等を広報し、円滑な供給を行う。</u>	(エ) 物資供給の広報 市は、県と協力し、 <u>屋内退避・避難者へ円滑な物資供給を行うため、物資の供給場所、供給時間等について広報を行う。</u>	見出しに合致させた説明文とするため	広報課	○	修正理由のとおり
271						全体的なこと		上記以外で全体的に勧告等の文言が多数あるので、避難情報に関するガイドラインに沿って修正して下さい	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
272						(全編を通じて)「ファクシミリ」、「ファックス」、「FAX」表記の混在	「ファクシミリ」、もしくは「ファクス」に統一	表記のゆれの是正	西部地域下水道事務所	○	修正理由のとおり 「FAX」に統一
273						(全編を通じて)団体名の表記方法について、(株)又は株式会社、支社名の有無、略称名又は正式名称、表記順などが統一されていない。	統一を図る	より適切に修正	危機管理防災局 他	○	全編を通して確認中 (校正時に反映予定)
274						(全編を通じて)書式の揺れ、誤字脱字等の軽微な誤りがある。	修正する	より適切に修正	危機管理防災局	○	全編を通して確認中 (校正時に反映予定)
275	水防計画			3		5 はん濫水位等 一覧 阿賀野川 満願寺(右岸) 避難判断水位 7.80m はん濫水位危険水位 8.30m 阿賀野川 満願寺(左岸) 避難判断水位 8.00m はん濫水位危険水位 9.00m	現在、事業進捗に伴い見直しを行っているところです。(R4年度に見直し予定)		北陸地方整備局 阿賀野川河川事務所調査課	△	水防計画の修正時に別途対応